令和７年３月教育委員会議定例会 議事日程

日　時　令和７年３月 26 日（水）
　　午前９時 30 分より
場　所　町民センター　２Ａクラブ室

１　開会宣言

２　署名委員の指名

３　教育長事務報告

４　付議事項
（１）議案第 27 号　令和７年度二宮町教育委員会基本方針について
（２）議案第 28 号　二宮町教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について
（３）議案第 29 号　二宮町立学校職員服務規程の一部を改正する規程について
（４）議案第 30 号　二宮町学校運営協議会委員の委嘱について
（５）議案第 31 号　二宮町青少年指導員の委嘱について
（６）議案第 32 号　教職員等人事について（非公開）
（７）議案第 33 号　教育委員会事務局職員等人事について（非公開）

５　報告・協議事項
（１）二宮町施設一体型小中一貫教育校設置に係る提言について
（２）教育長職務代理者の指名について
（３）各種委員会委員等の選任について
（４）二宮町教育委員会表彰要綱の一部を改正する要綱について
（５）小・中学校健康診断等日程調整会議要綱の一部を改正する要綱について
（６）二宮町通級指導教室ことばの教室（そにっく）の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱について
（７）二宮町児童生徒安全対策協議会設置要綱の一部を改正する要綱について
（８）二宮町教職員授業力向上研究補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
（９）二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱について
(10) 二宮町ジュニアリーダー養成研修会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

（11）二宮町子ども会補助金交付要綱を廃止する要綱について
（12）二宮町子ども野外研修補助金交付要綱を廃止する要綱について
（13）二宮町スポーツ協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
（14）教育相談・教育支援教室活動の状況について
（15）令和７年度教育委員会議日程について
（16）令和６年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について（非公開）
（17）神奈川県の教員の働き方改革加速化宣言について（非公開）
（18）辞令交付式について（非公開）
（19）その他
＊　次回教育委員会議予定

６　閉会宣言

令和７年３月定例教育委員会議　教育長事務報告

（R７．２.14～R７．３.25）

月	日	曜日	内　　容
2	14	金	定例教育委員会議
2	15	土	湘南ベルマーレ自治体支援懇談会及びサッカー開幕戦
2	18	火	政策会議
2	20	木	臨時小中学校校長会
			NIELA 来庁
２.21（金）～３.21（金）			令和７年第１回二宮町議会定例会
2	21	金	本会議（議会承認工事の契約変更）
			中地区管内指導主事会議
2	26	水	施設一体型小中一貫教育校設置研究会から提言の提出
			寄付の受領（興電社）
			給食の試食【地元の食材を活用した食育】（二宮小）
			やまびこスタッフ会議
2	27	木	外国語指導助手（ALT）派遣業務に係るプロポーザル
2	28	金	本会議（補正予算）
			コミュニティ・スクール制度化 20 周年記念フォーラム（オンライン）
3	3	月	小中学校共同学校事務室運営協議会
			小中学校校長会
3	4	火	本会議（総括質疑）
3	6	木	本会議（一般質問）
3	7	金	本会議（一般質問）
3	9	日	生涯学習講座 100 回記念感謝の会

月	日	曜日	内　　容
3	10	月	政策会議
3	12	水	中学校卒業式（二宮西中学校）
3	14	金	新採用教職員オリエンテーション
3	18	火	予算審査特別委員会（教育委員会、討論・表決）
3	21	金	本会議（令和７年度予算の討論・表決）
3	22	土	「子どもと本をつなぐために」講演会
3	23	日	一色小学校学校運営協議会研修会
3	24	月	教材本贈呈（JA 湘南）
3	25	火	政策会議

２月及び３月の政策会議結果報告

令和７年２月 18 日（火）開催分

【町長あいさつ】
　３月の定例議会の総括質疑、一般質問、予算審査特別委員会において、議員だけでなく、町民が視聴していることを踏まえ、丁寧な対応を心掛けること。
　なお、新規事業だけでなく今まで行ってきた事業も分かりやすく説明してください。

【主な報告案件】
１　町制施行90周年記念式典等について　（政策部）
・３月中にキャッチフレーズ、ロゴマークの発表
（**ニ**コニコ　**の**んびり　**み**んなで　**ヤ**ッホー　90周年！）
・11月３日（月・祝）…式典、イベント、神輿パレード、映画の上映、花火大会等を行う計画

【情報交換】
○　特になし。

令和７年３月 10 日（月）開催分

【町長あいさつ】
　議会の総括質疑、一般質問が終了して、今週から予算審査特別委員会がスタートします。令和７年度の対応で確認したい事業については、事前の打ち合わせを行います。

【主な付議案件】
１　第３次二宮町障がい者福祉計画（案）について　（健康福祉部）
・パブリックコメントによる意見を反映した計画（案）のとおり決定。

※その他、次の各種事業計画の策定についても、同様の対応を行った。
・二宮町こども計画（案）
・第２次二宮町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画（案）
・二宮町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）

【情報交換】
○　特になし

令和７年第１回二宮町議会定例会報告（教育委員会関係審議状況）

１　議案

（１）　山西小学校北棟校舎外壁補修等大規模改修工事請負契約の変更について

⇒審査結果　本会議　　賛成全員で原案可決

（２）　令和６年度二宮町一般会計補正予算（第７号）　教育委員会関係

第３表　地方債補正

小中学校空調設備整備事業債

山西小学校北棟校舎外壁等大規模改修事業債

【歳入】

国庫支出金　国庫補助金　教育費国庫補助金　教育総務費補助金　学校施設環境改善交付金

町債　町債　教育債　小中学校空調設備整備事業債及び山西小学校北棟校舎外壁等大規模改修事業債

【歳出】

教育費　教育総務費　教育振興費　教育振興経費　自動車借上料　他

・事業費の確定等に伴う減額（入札執行による精算等）

・光熱水費の増・減額（予算残額見込みによるもの）

教育費　中学校費　学校管理費　二宮西中学校施設管理運営経費　学校管理備品購入費（聴力検査装置　オージオメーター）

⇒審議結果　本会議　　賛成全員で原案可決

２　総括質疑

（１）松崎議員

質問の概要

①ラディアンが使用できない期間における代替施設の用意、特定天井の点検結果の公表

②一色小学校児童数を増やす施策、転入促進

③不登校児童の増加傾向の考え方

④いのちの安全教育について

答弁の概要（町長）

①　ラディアンの大規模改修工事期間中については、会議室は、町民センターや地区会館などといった既存施設の活用になりますが、ホールについては、町内で完結することは難しく、近隣市町の施設の利用となります。使用できない期間等について、できるだけ早く確定し、利用される皆様に他施設の利用案内等も併せて、できるよう努めていきます。

また、特定天井の点検結果の公表は、ラディアン建設時には適法だった天井が、その後の法改正によって既存不適格という扱いになっています。今回の大規模改修の中で必要な対応、見直しを行うことをこれまで様々な機会を通してお知らせしているところです。

②　経済的なインセンティブによる移住促進ではなく、「本当にこの町を好きになった方々に住んで欲しい」というコンセプトを持って進めることを基軸としています。町の良いところも悪いところも、先輩移住者による生の声として、移住希望者の生活スタイルに応じて伝える方法で展開しているので、今後につきましても、お住まいになる地域を限定して移住施策を展開することは考えておりません。

なお、単級化の解消については、それのみで考えるのではなく、二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会から提出された提言書の内容や学校と地域のつながり、教育面、安全面等、様々な事を総合的に判断する必要があるため、引き続き多面的に検討をしてまいります。

③　不登校の原因は一つではなく、複数の要因が複雑に絡み合っている場合が多く見受けられます。例えば、人間関係の悩み、学業への不安、家庭環境の変化、精神的なストレスなどがあげられています。

また、必ずしも「学校に行くことが正解」という考えに縛られない多様な価値観の広がりやフリースクールなど個々のニーズに対応する柔軟な学びの場を選択することが可能になってきているといった社会的な変化も少なからず影響していると考えられます。

さらには、学校のルールや集団行動が子どもに合わない場合、学校生活になじめず、通学が困難になることがあります。特に、子どもの発達特性によっては学校の環境が合わずに不登校になるといわれています。

④　神奈川県では、子どもたちを性犯罪の被害や加害から守る「生命(いのち)の安全教育」の内容だけでなく、多様性、ジェンダー、権利等の

内容も含めた包括的な性教育を行うこととしています。

包括的な性教育の一層の推進に向けては学校における教育だけでなく、家庭などでも推進し実践することで、子どもが困ったときに誰に相談するか、安心して相談できる環境を家庭でもつくることが重要であると考えます。

（２）羽根議員

質問の概要

①山西プールはどのように変わっていくのか

②にのみや学園施設一体型への進捗状況

③支援教育補助員常駐に関する不登校対策

答弁の概要（町長）

①　令和５年度末をもって、町民温水プールが閉鎖となり、現在、町内で唯一稼働しているのが山西プールです。公共施設再配置・町有地有効活用実施計画（改定追補版）で示しているとおり、施設の長寿命化を図りながら、機能及び魅力の向上を目的とした改修を行うための設計予算を２か年継続事業として、計上しました。

老朽化した部分の大規模な修繕を実施するほか、熱中症対策や水温上昇対策についての課題解決も必要だと認識しています。

例えば、プールサイズ等を見直したり、日よけ等を設置したりするなど、より安全にご利用いただけるよう、利用者のご意見も伺いながら検討をしていきたいと考えております。

②　令和４年に策定された、「二宮町小中一貫教育推進計画」に基づき、同年度より施設一体型小中一貫教育校の設置に向けた研究を推進するため、「二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会」を設置し、研究をしてまいりました。

この度、研究会から、提言書が示されましたので、その内容を教育委員会内で精査し、令和５年度から行ってきた施設分離型小中一貫教育の取り組み成果と課題を踏まえ、「二宮町小中一貫教育推進計画」について内容の見直しを含め検討し、魅力ある施設一体型小中一貫教育校の設置に向けて検証をしてまいります。

③　学校には来られるが、教室に行くことが難しい児童生徒、教室内で学び続けることが難しい児童生徒、母子分離が難しい児童など、子どもた

ちが抱える課題は様々です。

こうした多様な教育的ニーズを抱える子どもたちにきめ細かく対応するためには、校内に様々な多様な学びの場を整備する必要があります。校内教育支援センターとして運営しているほっとルームもその１つであり、落ち着いた空間の中で大人の見守りのもと、自分に合ったペースで過ごし、心のエネルギーを充電する場所です。

ほっとルームがあることで、学校とつながり続けることが可能となり、不登校を未然に防止することができます。また、ほっとルームがあるから、教室で学び続けることができる児童もおり、ほっとルームの存在自体が不登校の防止につながっている事例も多くあります。

（３） 一石議員

質問の概要

不登校児童生徒、孤立化、ひきこもりに対する取組

答弁の概要（町長）

大人の引きこもりと学齢期の不登校の関連性が指摘されている国の調査結果もあることから、不登校対策は教育分野だけでなく、社会全体の課題であると認識しています。

増え続ける不登校児童生徒への不登校対策につきましては、子どもたちの置かれている状況に合わせて、３種類の取組を専門職と連携しながら重層的に行っております。

１つ目は、すべての子どもを対象とした不登校を新たに生み出さないための魅力ある学校づくりです。小中一貫教育の推進、幼保小の接続の充実、高学年専科体制の整備、GIGA スクール構想の推進等により、すべての子どもたちが安心できる環境のもとで、主体的に学習に取り組める学校づくりを進めています。

２つ目は気になる児童生徒に早期に働きかに働きかける対応です。SC（スクールカウンセラー）や SSW（スクールソーシャルワーカー）の配置等による教育相談体制の充実や通級指導教室の拡充などです。

３つ目は、課題が長期化している児童生徒に対する個別の継続的な関わりで、教育支援室による支援、訪問型支援、フリースクール等との連携です。このような取組を行うことで不登校児童生徒の数そのものは依然として多いものの、増え続ける状況に歯止めがかかり、数値としても効果が表れ始めたところです。今後も関係機関が一つのチームとなり、児童生徒やその保護者の支援を二宮町全体で支えていきます。

３　一般質問

（１）根岸議員

件名：学校における「支援の場」について

要旨１：５つの提言事項に基づき、提言内容の現状について確認する

要旨２：多様な学びの場について、町の特色を含めた全体像は。また、教職員の負担や今後の見込みは

答弁の概要（教育長、教育部長）

（要旨１及び２）

○　支援教育補助員については、令和５年度、６年度と人数は増員となっており、さらに、年度途中でも支援を必要とする児童生徒がいた場合については、補正予算を計上し増員を行い児童生徒に寄り添った柔軟な支援体制を整備しています。

○　また、令和５年度から、スクールカウンセラーは、県から各中学校に追加で配置されていますが、さらに各小学校についても町の予算で雇用し、週１日常駐させ、児童生徒や保護者並びに教員が相談しやすい体制をとっております。

○　令和５年度から、一色小学校に校内教育支援センターとして「ほっとルーム」を設けました。その対応に当たる支援教育補助員を追加で配置しました。

○　「ほっとルーム」の活用により、学校や教室へ行きづらさを感じる児童生徒が、学校へ登校できるようになったり、教室で授業に参加できるようになったりする効果も数多くあります。

○　教育支援室（やまびこ）については、学校へ行きづらさを感じている児童生徒の学びの場として、各小中学校から保護者等に周知を図っています。また、教育支援室にもカウンセラーが常駐しており、児童生徒や保護者が相談し易い体制を整えています。

○　多様な学びの場として、平成12年度から、ことばや発音に課題を抱える児童を対象とした通級指導教室を「ことばの教室」（そにっく）として、二宮小学校に開設しています。令和７年度から全小学校を巡回する方式に改めることを検討しています。さらに、令和６年度からは、コミュニケーション等に困り感を抱える児童を対象にした通級指導教室を「まなびの教室」（リエゾン）として、町内３小学校に開設しています。

○　多様な学びの場の提供だけでなく、全児童生徒を対象としたスクリ

ーニング検査を行い、専門職と連携しながら、困り感を抱えている児童生徒の早期発見、早期対応ができるように努めています。

○　一人一人に寄り添った支援を行うためには、関係職員ときめ細かく連携しながら対応する必要があり、ケース会議等も増え、教職員の負担は年々増加しています。

○　教職員にとって児童生徒対応は、授業とともに、最も重要な部分であり、それ以外の部分での負担をいかに減らしていくかが重要であると考えています。

令和７年第１回二宮町議会定例会報告

（教育委員会関係審議状況）その２

４　予算審査

（１）令和７年度一般会計歳入歳出予算の審査について

＜生涯学習課＞

子ども会活動支援事業の減額、青少年育成地域活動事業の内容、ふたみ記念館管理運営事業の見直し、埋蔵文化財試掘調査委託の内容、山西プールの長寿命化改修設計委託の内容、生涯学習センター・図書館大規模改修設計委託の内容などについて質問があった。

＜教育総務課、教育指導課＞

学校水泳授業委託の内容、委託に変更した経緯、小中一貫教育推進事業の進捗状況、施設一体型小中一貫教育校についての今後の取組、ＳＳＷ・心理教育相談員の配置状況、ICT 教育推進の教育用コンピュータ借上料の内容、コミュニティ・スクール運営促進事業補助金の内容、学校給食の残食率の状況と今後の対策、英語教育の推進内容、医療的ケア児の受入れ状況などについて質問があった。

⇒審査結果　予算審査特別委員会　賛成多数（４：２）で可決

本会議　賛成多数（９：４）で可決

※審査意見（教育委員会関係のみ）

・教育現場における暑さ対策については、体育館を含め、学習活動に支障が出ないよう速やかに取り組まれたい。

・子どもや青少年の活動は、地域や町の取り組みへの参画を促すなど、継続して支援されたい。

教育総務課・教育指導課事業報告

事業報告　（令和７年２月14日～令和７年３月25日）

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月17日	月	学校事務連携会議	町民センター	7
2月27日	木	学校研究担当者会	オンライン	7
3月3日	月	校長会・にのみや学園連絡会	町民センター	14
3月7日	金	教頭会	町民センター	14
3月12日	水	中学校卒業式	町立中学校	－
3月13日	木	教務担当者会	教育支援室	7
3月14日	金	通級指導教室担当者会	二宮小学校	3
3月17日	月	学校事務連携会議	町民センター	7
3月19日	水	小学校卒業式	町立小学校	－
3月21日	金	にのみや学園小小交流会	吾妻山	－
3月25日	火	修了式	町立小中学校	－

事業予定　（令和７年３月26日～令和７年４月23日）

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
4月2日	水	小・中学校長会	町民センター	20
4月2日	水	共同学校事務室運営協議会	町民センター	20
4月4日	金	支援教育補助員研修会	町民センター	30
4月7日	月	小・中学校入学式	町立小中学校	－
4月8日	火	小・中学校教頭会	町民センター	14
4月8日	火	小・中学校事務職員会議	町民センター	7
4月9日	水	にのみや学園始業式	オンライン	－
4月10日	木	英語教育担当者会	オンライン	6
4月14日	月	児童指導・生徒指導・教育相談コーディネーター担当者会	町民センター	18
4月15日	火	学校保健担当者会	教育支援室	7
4月16日	水	教務担当者会	オンライン	7
4月17日	木	全国学力学習状況調査	町立小中学校	－
4月17日	木	幼保小連携推進委員会	町民センター	9
4月22日	火	学校研究担当者会	オンライン	7

学校給食センター

事業報告　（令和７年２月14日～令和７年３月25日）

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
2月26日	水	【地場産デー（二宮産バージョン）】 栄養士食育放送	二宮小学校	-
2月26日	水	納入物資業務監査	町民センター	5
3月17日	月	３学期給食終了	－	-

事業予定　（令和７年３月26日～令和７年４月23日）

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
4月9日	水	中学校１学期給食開始	－	-
4月10日	木	小学校１学期給食開始	－	-
4月16日	水	平塚保健福祉事務所学校給食施設立入検査	給食センター	4

生涯学習課事業報告

（令和7年2月14日～令和7年3月25日）

月/日	曜日	会　議　・　行　事　等	開　催　場　所	定員	出席者/人数	担当班
2/14	金	放課後子ども教室（山西小⑬2,4,6年生）	山西小学校	79人	57人	学習
2/15	土	おはなし会	図書館	―	24人	図書館
2/17	月	放課後子ども教室（一色小⑫）	一色小学校	79人	73人	学習
2/20(木)～2/24(月)		リサイクルコーナー	展示ギャラリー	提供3,000冊	―	図書館
2/21	金	わらべうたであそぼう！	和室	―	8組	図書館
2/23	日	″Vamos″ Live 2025 in Ninomiya（青少年指導員主催事業）	ラディアン	―	585人	学習
3/1	土	町民大学講座『鍼灸のチカラ！』	ミーティングルーム2	20人	28人	学習
3/2	日	ラディアン　ピアノマラソンコンサート	ラディアン	―	229人	学習
3/7	金	町民大学講座『隣の町を歩いてみよう』	旧吉田茂邸ほか	25人	6人	学習
3/8	土	スポーツ推進委員連絡協議会総会及び実技研修会	町立体育館	20人	18人	スポーツ
3/12	水	ちいちゃいおはなし会	図書館	―	10人	図書館
3/14	金	わらべうたであそぼう！	和室	―	9組	図書館
3/15	土	おはなし会	図書館	―	22人	図書館
3/20	木	わらべうたであそぼう！＜入門編＞	和室	10組	5組	図書館
3/22	土	汐﨑順子講演会「子どもと本をつなぐために」（共催 にのみやおはなし会）	ミーティングルーム２	60名	49名	図書館

生涯学習課事業予定

（令和7年3月26日～令和7年4月23日）

月/日	曜日	会　議　・　行　事　等	開　催　場　所	開始時間	担当班
3/28	金	第6回社会教育委員会	ミーティングルーム1	13:30	学習
4/10	木	地域学校協働活動推進員委嘱式	ミーティングルーム1	18:30	学習
4/16	水	ちいちゃいおはなし会	図書館	10:30	図書館
4/16	水	ブックスタート	保健センター	13:30	図書館
4/17	木	第1回青少年指導員連絡協議会	ミーティングルーム２	19:30	学習
4/18	金	わらべうたであそぼう！	和室	10:00	図書館
4/18	金	第1回スポーツ推進委員連絡協議会	ミーティングルーム2	19:15	スポーツ
4/19	土	おはなし会	図書館	10:30	図書館

議案第27号

令和７年度二宮町教育委員会基本方針について

令和７年３月２６日提出

二宮町教育委員会
教育長　和田　智司

〔提案理由〕

令和７年度の二宮町における学校教育、社会教育の教育基本方針を定め、二宮町の教育の一層の充実を図るため提案する。

令和７年度二宮町教育委員会基本方針

二宮町では、令和４年度に教育大綱（令和５年度～令和９年度）を策定し、教育理念を『町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を活かした「共に学び共に育つ教育」を推進します』と定めました。二宮町教育委員会は、この大綱に基づき、次のとおり令和７年度の取り組みを進めます。

■ 二宮町教育大綱の基本理念

町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を活かした 「共に学び共に育つ教育」を推進します

■ 大綱の期間

令和５年度から令和９年度の５年間とします。

これは、第６次二宮町総合計画前期基本計画の計画期間に連動し、見直しができるよう設定するものです。

■ 大綱の基本方針

１　豊かな人間性と社会性を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。

- 一人ひとりの人権を尊重し、互いに認め合い、自他の生命を大切にする豊かな心を育みます。
- 自ら考え主体的・協働的に行動できる、世界に羽ばたく人材を育てます。
- 子どもたち一人ひとりに合わせた確かな学力と、健やかな体力を養います。

２ 未来に向けた学習環境と安心して学べる教育環境づくりを進めます。

- 新しい時代を切り拓くための学びと育ちの多様性を尊重し、より良い学習環境づくりに努めます。
- 地域社会とともに、子どもたちが安全・安心で快適に学べる教育環境づくりに取り組みます。
- 子どもたちの明るい将来を見据え、連続性・一貫性を持った教育施設のあり方について検討を進めます。

３ 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

- 誰もが生き生きとした生活を送ることができるよう、生涯学習や生涯スポーツの機会の充実に努めるとともに、社会人の学び直しを推進します。
- 町民と共に未来を見据え、地域コミュニティづくりの促進や社会教育施設の充実に努めます。

■　教育大綱の基本方針に基づく基本的な方向性

１　豊かな人間性と社会性を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。

①　あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

学習指導要領の「生きる力」という理念のもと、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養を目指します。変化の激しい社会を生きていくうえで必要なこれらの資質・能力を身につけさせていくために、よりよい授業のあり方等を追究するとともに、豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実を図ります。

②　将来に向けた特色ある学校づくりの推進

人口減少社会にあっても、子どもたちが安心して共に学び、共に育つことができる、新たな教育環境を創出するため、小中学校と地域が一体となって、義務教育９年間を見通した教育を進めるとともに、誰もが互いに認め合う、「共に学び共に育つ教育」を推進します。

③　学校教育に関する情報発信の強化

地域に開かれた信頼される学校づくりのため、学校における取組内容や成果、課題について、多様な手法により有効な情報発信を行い、家庭・地域と学校との連携をより一層深めることで、子どもや教職員の生き生きとした活動につなげます。

２　未来に向けた学習環境と安心して学べる教育環境づくりを進めます。

①　すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

多様な子どもたち一人ひとりの個性を尊重した学びや育ちの環境を確保するとともに、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、自らの専門性や指導力を高めることができるよう教職員の職場環境の充実を図り、学校教育の質の維持向上に努めます。

児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、学校教育施設の効率的な維持管理や計画的な整備を行います。

②　安全・安心な学校づくりの推進

感染症の拡大防止対策に努めるとともに、日常の教育活動や登下校時等の安全指導・管理、安全確保の徹底を図るために、家庭・地域・学校・関係諸機関が相互に連携した安全・安心な学校づくりを一層推進します。また、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、学校との連携を密にし、食育の推進を図ります。

③　将来に向けた特色ある学校づくりの推進（再掲）

３　町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

①　生涯学習の振興

町民一人ひとりが生涯にわたり多様な学びを続けることができる環境づくりの指針となる生涯学習推進計画にもとづき、ニーズに応じた学習機会と情報提供の充実を図るとともに、活動発表の機会づくりに取り組みます。

また、家庭や地域社会の教育力向上を目指し、各種団体と連携しながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進をふまえた取り組みを進めます。

② 社会教育施設の管理運営

生涯学習センターをはじめとする各施設の活用を図り、利用者の安全安心や利便性を確保するため、計画的な環境整備に努めます。

また、「二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画」に基づき、施設のあり方について、町関係部署と連携した取り組みを進めます。

③ 社会教育に関する情報発信の強化

町民の多様な活動をはじめ、社会教育の様々な取り組みの情報発信を積極的に行います。

■ 体系図

教育大綱

基本理念：町民の多様性を尊重し、一人ひとりの経験や知識を活かした
「共に学び共に育つ教育」を推進します

大綱・基本方針 1 豊かな人間性と社会性を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。

- 基本的な方向性 ① あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成
  - 施策（1）自ら学ぶ力を養うための教育の推進
- 基本的な方向性 ② 将来に向けた特色ある学校づくりの推進
  - 施策（1）小中一貫教育の推進
  - 施策（2）コミュニティ・スクール運営の促進
- 基本的な方向性 ③ 学校教育に関する情報発信の強化
  - 施策（1）情報発信の強化

大綱・基本方針 2 未来に向けた学習環境と安心して学べる教育環境づくりを進めます。

- 基本的な方向性 ① すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備
  - 施策（1）支援が必要な児童生徒への対応の充実
  - 施策（2）教職員の働き方改革の推進
  - 施策（3）教職員の指導力の向上
  - 施策（4）安心して学べる学校施設の整備
- 基本的な方向性 ② 安全・安心な学校づくりの推進
  - 施策（1）健康・安全教育の充実
- 基本的な方向性 ③ 将来に向けた特色ある学校づくりの推進（再掲）

大綱・基本方針 3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

- 基本的な方向性 ① 生涯学習の振興
  - 施策（1）社会教育事業の推進
  - 施策（2）図書館事業の推進
  - 施策（3）二宮の自然・歴史・文化・スポーツに触れる機会の提供
- 基本的な方向性 ② 社会教育施設の管理運営
  - 施策（1）各施設の適切な維持管理と運営
- 基本的な方向性 ③ 社会教育に関する情報発信の強化
  - 施策（1）情報発信の強化

■ KGI（重要目標達成指標）

教育大綱に掲げた基本理念の達成に向け、その達成度合いを測る指標としてKGIを以下のとおり設定します。KGIを達成するための必要なプロセスとして、基本施策のKPI（重要業績評価指標）を設定し、KGIとKPIの相関関係を意識しながら、施策を推進していきます。

〇学校教育・社会教育

項目	基準値	目標値（令和９年度）
将来に夢や目標を持っている児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校 80.5% 中学校 69.6% （令和４年度実績値）	小学校 85.0% 中学校 75.0%

■ 基本施策及び重点的な取り組み

１－① あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

（１）自ら学ぶ力を養うための教育の推進

児童・生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を習得できるよう、各教科における言語活動を基盤とした学び合いを促進させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育みます。また、ICT 機材の効果的な活用を通して、個別最適な学びと協働的な学びを推進し、学びの充実を図ります。

さらに、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等を育てるとともに、特別活動との連携による自主的、実践的な力の育成に努めます。

【関連する主な取り組み】

・言語活動の充実
・情報活用能力の育成
・英語教育推進事業
・道徳教育・特別活動の充実
・小中一貫教育の推進
・学校体育の充実

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
話し合う活動を通して自分の考えの広がり、深まりを感じている児童生徒（肯定的な回答の割合） 【町の調査　※調査対象：小５～中３】	小学校　84.0% 中学校　86.0% （令和５年度実績値）	小学校　85.0% 中学校　90.0%
自分と違う意見について考えるのは楽しいと感じている児童生徒（肯定的な回答の割合） 【町の調査　※調査対象：小５～中３】	小学校　75.0% 中学校　78.0% （令和５年度実績値）	小学校　80.0% 中学校　80.0%
学校の勉強がよくわかる。 【町の調査※調査対象小１～中３】	小学校 89% 中学校 86% （令和５年度参考）	小学校　95.0% 中学校　90.0%
週３回以上、授業で ICT 機器を使用する割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校　63.1% 中学校　85.1% （令和４年度実績値）	小学校　70.0% 中学校　95.0%
学習の中で ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと感じている児童生徒（肯定的な回答の割合） 【全国学力・学習状況調査】	小学校　92.3% 中学校　96.9% （令和４年度実績値）	小学校　95.0% 中学校　98.0%
中学３年生の CEFR A1 レベル（英語検定３級レベル）相当以上の資格を取得しているまたは、相当以上の英語力を有すると思われる割合【英語教育実施状況調査】	45% （令和３年度～5 年度参考）	50.0%

※CEFL（Common European Framework of Reference for Languages, Learning, teaching, assessment）
外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠

【令和７年度の重点的な取り組み】

〇言語活動の充実

・これまで培ってきた各教科における言語活動の工夫を柱として、言語能力の育成を図る。

・言語活動を通じ、学び合いを重視した授業への改善に努め、他人の意見も尊重でき、互いに思考を高め合える環境づくりを促進する。

〇情報活用能力の育成

・情報活用能力育成に関するカリキュラムや教科横断的な視点に立ったカリキュラム・マネジメント、ICT 支援員の効果的活用等を通じて、情報活用能力を育成を図る。

・外部テストの導入等により、情報活用能力の定着状況を児童生徒自身が把握できるようにするとともに、学習指導にいかす。

・導入してから５年が経過した教育用 ICT 機器を更新する。

〇英語教育推進事業

・ALT(外国語指導助手)の活用等を通じて、異文化理解、コミュニケーション能力を育成する授業づくりに努める。オンライン活用による海外交流等により、話したくなる、聞きたくなる英語を体感する機会を確保する。

・小学校に中学校英語科免許を持った教員を配置するとともに、小中学校の教員がともに学び合う機会を通じて、指導力向上を図る。また、小中学校間の学びを円滑に接続し、コミュニケーションを図る資質・能力を育成する授業づくりに努める。

１－② 将来に向けた特色ある学校づくりの推進

（１）小中一貫教育の推進

子どもたちの資質能力を育成するために、小中学校教員による９年間のカリキュラム研究や、共通性と一貫性をもった学級づくり、授業づくり、子どもたちの交流活動を推進します。また、施設一体型小中一貫教育校の設置に向け、教育の内容や施設の在り方について、さらなる研究を進めます。

【関連する主な取り組み】

・小中一貫教育カリキュラム研究の推進（郷土理解の促進による郷土愛の育成含む）
・児童生徒間の様々な交流事業の推進
・施設一体型小中一貫教育校設置に向けた研究
・小中一貫教育に関する町民への情報提供の促進
・コミュニティ・スクール推進事業の推進

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
国語の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校　53.8% 中学校　60.3% （令和４年度実績値）	小学校　60.0% 中学校　70.0%
算数・数学の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校　62.1% 中学校　58.3% （令和４年度実績値）	小学校　70.0% 中学校　65.0%
英語の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校　75.5% 中学校　60.7% （令和５年度参考）	小学校　80.0% 中学校　65.0%
学校に行くのは楽しいと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合） 【町の調査　※調査対象：小１～中３】	小学校 89% 中学校 77% （令和５年度実績値）	小学校　94.0% 中学校　82.0%
学校の勉強がよくわかる。 【町の調査※調査対象小１～中３】	小学校 89% 中学校 86% （令和５年度参考）	小学校　95.0% 中学校　90.0%
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあると回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校　49.2% 中学校　46.4% （令和４年度実績値）	小学校　55.0% 中学校　50.0%
小中一貫教育の認知度 【総合戦略町民アンケート】	37.6% （令和３年度実績値）	50.0%
中学校に授業や部活動の見学に行くことで、中学校生活への期待が高まったり、不安が少なくなったりしましたか。【二宮町独自の調査】	（令和６年度新規）	

【令和７年度の重点的な取り組み】

〇施設分離型小中一貫教育の推進

・「にのみや学園」として、すべての子どもが、安心して学べる学級づくりに共通性と一貫性をもって取り組んでいく。
・小中学校の連携により、９年間を見通したカリキュラム研究を継続的に行うとともに、研究成果をもとにした授業づくりに取り組む。
・子どもたちや教職員の声を踏まえ、様々な形で子どもたちの交流（小学生と中学生、小学生同士、中学生同士の交流）を図る。

〇施設一体型小中一貫教育校の研究

・施設一体型小中一貫教育校設置研究会から提出された提言書の内容を踏まえて、今後の小中一貫教育校設置に向け、検討を進めていく。

〇郷土理解の促進による郷土愛の育成

・二宮町に愛着と誇りをもてる子どもを育てるために「二宮町」をテーマにした探究学習を進める。コミュニティ・スクールのよさを生かして、地域とのつながりを大切にした教育課程の充実を図る。

（２）コミュニティ・スクール運営の促進

各学校のコミュニティ・スクールの特色を相互に共有し、更なる活性化を図るとともに、学校運営協議会の円滑な運営により、学校と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

【関連する主な取り組み】

・学校運営協議会の円滑な運営のための支援
・地域との連携による児童生徒の活動の促進
・コミュニティ・スクールに関する町民への情報提供の促進

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
地域の行事に積極的に参加している児童生徒（肯定的な回答の割合）【学校評価アンケート】	小学校 68.6% 中学校 48.3% （令和５年度実績値）	小学校 75.0% 中学校 55.0%
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の認知度【総合戦略町民アンケート】	21.4% （令和４年度実績値）	30.0%

【令和７年度の重点的な取り組み】

〇学校運営協議会の円滑な運営のための支援

・町内すべての小・中学校に組織した学校運営協議会の円滑な運営により、学校が地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進する。
・各学校の学校運営協議会代表者や学校長に加え、地域学校協働活動推進員が一堂に会する情報交換会を定期的に開催し、各学校における取り組みの情報共有のほか、にのみや学園を意識した連携や取組について検討する。

１－③ 学校教育に関する情報発信の強化

（１）情報発信の強化

地域とともにある開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会や地域学校協働活動の関係者をはじめ、多様な地域人材との連携を図りながら、学校ホームページ、学校だより、町ホームページや広報紙等の多様な手法により、タイムリーで効果的な情報の継続的な発信に努めます。また、令和６年度中に町の公式 LINE が導入されたため、LINE を活用した具体的な情報発信の方法について、検討を進めます。

【関連する主な取り組み】

・学校ホームページや町ホームページ、広報紙等の積極的な活用

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和9年度）
学校ホームページアクセス回数（５校合計の月平均）	11,000 回 （令和４年度実績値）	12,000 回
学校だより、ホームページなどを通して、学校の様子を保護者に伝えようと努めていると思う保護者の肯定的な割合（５校平均値）【学校評価】	88.7% （令和４年度実績値）	95%

※基準値について

新型コロナウイルスの影響を受けている事業は、影響を受けていない年度の実績値を基準値として設定。

【令和７年度の重点的な取り組み】

〇LINE を活用した欠席連絡の促進

〇LINE を活用した具体的な情報発信方法の検討

２－①　すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

（１）支援が必要な児童生徒への対応の充実

誰もが安心して通うことができる学校づくりを進めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の確保に努めます。また、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門職や、医療・福祉等の関係機関と連携をとりながら、児童生徒や保護者の思いに寄り添った切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

【関連する主な取り組み】

・教育相談体制（就学相談含む）の充実
・インクルーシブ教育・支援教育の充実
・幼保小連携推進事業
・支援教育補助員の配置
・医療的ケア児等受入実施体制の確立
・中学校の制服の在り方の検討

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
誰にも相談していない児童生徒数【問題行動等・不登校調査】	小学校　０人 中学校　７人 （令和３年度実績値）	小学校　０人 中学校　０人
困ったことがあれば先生に相談できると回答した児童生徒の割合（肯定的な回答の割合） 【町の調査　※調査対象：小１～中３】 ※令和６年度からは「先生」を「先生や学校にいる大人」に変更する予定	小学校 84% 中学校 74% （令和５年度実績）	小学校 90% 中学校 80%
新規不登校者数 【問題行動等・不登校調査】	小学校　５人 中学校　15 人 （令和３年度実績値）	小学校　５人 中学校　15 人
不登校率 【問題行動等・不登校調査】	小学校 （下学年）0.9% （上学年）2.1% 中学校　6.2% （令和３年度実績値）	小学校 （下学年）0.9% （上学年）2.1% 中学校　6.2%

【令和７年度の重点的な取り組み】

〇教育相談体制の充実

・いじめ、不登校、ヤングケアラー等の多様な課題に対応するために、児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実を図る。また、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を一層強化する。
・教育支援室（やまびこ）において、不登校児童生徒への学習支援や生活支援をより一層進めるために、学校及び町内フリースクール等との連携を充実させる。
・不登校支援を充実させるための担当者会の在り方を検討する。
・令和６年度に全校配置した校内教育支援センター（ほっとルーム）の運営等について成果と課題をまとめ、今後に向けて充実を図る。
・校内教育支援センター等での学習状況の評価について研究を進める。

・「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図る。

〇インクルーシブ教育・支援教育の充実

・通室児童の増加に合わせて、「まなびの教室（リエゾン）」の体制の充実を図る。

・「ことばの教室（そにっく）」についても「まなびの教室（リエゾン）」同様、巡回指導について検討する。

〇中学校の制服の在り方の検討

・プロポーザルを経て決まった中学校制服のデザインの詳細について、児童生徒及び保護者の意見を取り入れながら、決めていく。

〇幼保小連携の推進

・子どもたちの育ちを幼保小間でつなげていくため、幼保小の接続期のカリキュラムについて研究する。そのために、教員同士の交流や児童園児の交流のあり方について改善を図る。

・教育、福祉が連携して、児童発達やアセスメントに基づく適切な支援に関する研修会を開催し、就学前後の支援の充実を図る。

（２）教職員の働き方改革の推進

「学校の働き方改革に関する基本方針」に基づき、学校間ネットワークや統合型校務支援システム、タブレット端末等の有効活用を進めるほか、教職員が担うべき業務の適正化についても検討を進め、校務や教材研究等に集中できる時間や児童生徒と向き合う時間の確保に向けた取り組みを推進します。また、勤怠管理システムの活用や部活動の地域移行の推進等により、ワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、やりがいをもって職務に従事できる環境を整備します。

【関連する主な取り組み】

・働く場としての環境整備

・部活動の地域移行に向けた検証

・学校の運営に係る地域人材の活用

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
教職員の時間外勤務の月の平均時間	小学校　36.3h 中学校　58.4h （令和３年度実績値）	小学校　30.0h 中学校　30.0h
教職員に占める高ストレス者の割合 【ストレスチェック結果】	13.2% （令和４年度実績値）	10.0%

【令和７年度の重点的な取り組み】

〇働く場としての環境整備

・校務支援システム、オンライン会議や資料のペーパーレス化といったデジタル化も

踏まえ、管理職のマネジメントによる、効果的・効率的な働き方を推進する。

・夏季・冬季における学校閉庁日の設定や、入学式等の日程変更等により、休暇が取りやすく、柔軟に働ける環境を促進する。

・教職員一人ひとりが悩みや不安を抱え込まないよう職場全体での組織的な相談体制の充実を図る。また、校長会や学校教職員安全衛生推進連絡会等において、各校の勤務実態や改善取組事例を情報共有することで、５校全体の機運醸成を図る。

・引き続き国・県に対し、教職員の定数改善等を要望する。

〇部活動の地域移行に向けた検証

・令和５年度以降の学校の働き方改革を考慮した休日の部活動の段階的な地域移行に向け、指導にかかる費用負担や人材確保などの課題を検証する。

〇学校の運営に係る地域人材の活用

・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を促進する中で、教員の働き方改革の側面から、多様な地域人材の力を活用し、地域とともに子どもたちを見守り、育てていく意識と基盤を強化する。

（３）教職員の指導力の向上

教職員が児童生徒への理解を深め、指導と評価の一層の改善・充実を図るとともに、教育にかかわる諸課題に対応して求められる資質や能力を育む授業づくりを行うために、各種研究事業の支援および職層・キャリアに応じた教員研修等の充実を図ります。

【関連する主な取り組み】

・「教職員授業力向上研究事業」の推進

・教育研究所における研修の充実

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
話し合う活動を通して自分の考えの広がり、深まりを感じていると回答した児童生徒（肯定的な回答の割合） 【二宮町独自の調査　※調査対象：小５～中３】	小学校　84.0% 中学校　86.0% （令和４年度実績値）	小学校　85.0% 中学校　90.0%
学校の勉強がよくわかる。 【町の調査※調査対象小１～中３】	小学校 89% 中学校 86% （令和５年度参考）	小学校　95.0% 中学校　90.0%
国語の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校　53.8% 中学校　60.3% （令和４年度実績値）	小学校　60.0% 中学校　70.0%
算数・数学の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校　62.1% 中学校　58.3% （令和４年度実績値）	小学校　70.0% 中学校　65.0%
英語の勉強が好きと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校　75.5% 中学校　60.7%	小学校　80.0% 中学校　65.0%

	（令和５年度実績値）	
先生はよいところを認めてくれていると思うと回答した児童生徒（肯定的な回答の割合） 【全国学力・学習状況調査】	小学校　86.7% 中学校　92.7% （令和４年度実績値）	小学校　90.0% 中学校　95.0%

【令和７年度の重点的な取り組み】

〇「教職員授業力向上研究事業」の推進

・多様化・複雑化する教育課題に対応できるよう、教職員研修や校内研究を充実させ、教職員の専門性・資質向上を図るとともに、小中学校間の連携を図り、９年間のつながりを大切にした授業づくりに努める。

（４）安心して学べる学校施設の整備

「二宮町教育等施設長寿命化計画」（個別施設管理計画）に基づき、学校施設の計画的な修繕・改修を推進し、安全で安心できる教育環境の整備に努めます。

【関連する主な取り組み】

・長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
「学校施設等現況調査」（令和２年度）におけるＤランク判定及び緊急対応箇所の改修割合	40.0% （令和３年度実績値）	100.0%

【令和７年度の重点的な取り組み】

〇長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修

・二宮西中学校校舎屋上防水工事

２－②　安全・安心な学校づくりの推進

（１）健康・安全教育の充実

防災教育や交通安全教育の充実に努めるとともに、二宮町通学路交通安全プログラムに基づき、地域社会全体で児童生徒の安全確保を図ります。また、子どもたちの健やかな成長や将来的に健康な人生を送るための望ましい知識・習慣を身につける保健教育を充実させるとともに、安全でおいしい給食の安定的な提供を通じ児童生徒が食の大切さを学ぶ食育の充実を図ります。

【関連する主な取り組み】

・安全対策、安全教育
・幼保小中一斉引取り訓練
・学校給食センターにおける取り組み

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
通学路点検対応箇所数（合同点検実施箇所＋合同点検未実施のうち対策済みの箇所数）	33 箇所 （令和３年度実績値）	58 箇所
毎日、朝食を食べている児童・生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小学校　94.3% 中学校　91.2% （令和４年度実績値）	小学校　96.0% 中学校　93.0%

【令和７年度の重点的な取り組み】

〇学校給食センターにおける取り組み

・中学校給食費を完全無償化及び、小学校給食費に関する物価高騰分の支援を継続する。また、引き続き小学校給食費の段階的な無償化の検討を行う。
・二宮産または県内産の無農薬や低農薬などの食材を使用した給食を「地場産デー」と称し、学期に１回程度実施していくとともに、給食時間を活用して栄養士が学校を訪問し、児童生徒に対し、給食の魅力を伝え、「食材」を知り、「食」を選択することができるよう「食育」を実施していく。

２－③ 将来に向けた特色ある学校づくりの推進（再掲）

（１）小中一貫教育の推進

（２）コミュニティ・スクール運営の促進

３－①　生涯学習の振興

（１）社会教育事業の推進

家庭・地域・学校が一体となって、未来を担う子どもたちの成長を支える学校支援、放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進します。

また、各種団体や地域と連携・協力し、町民が学習やスポーツなどの生涯学習活動に取り組む環境づくり、きっかけづくりを進めます。

これらを通じて、青少年の健全育成を図るとともに、様々な人権問題についても研修会等を開催し、人権意識を育みます。

【関連する主な取り組み】

・コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進
・各種団体との連携による事業実施、地域における学びの支援
・青少年の健全育成
・人権教育の推進

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の認知度【総合戦略町民アンケート】	21.4% （令和４年度実績値）	30.0%
放課後子ども教室の登録率（登録数/児童数合計）及び参加した児童の延べ人数	36.4% 2,873 人 （令和４年度実績値）	45% 2,873 人（※）
にのみや町民大学の申込状況（申込者数/定員数）	91.1% （令和４年度実績値）	100%以上

※山西小学校の放課後子ども教室は、令和５年度まで各回の参加対象を全学年としていたが、令和６年度から二宮小学校と同様に各回の対象を奇数学年と偶数学年に分けるため、目標値の参加する児童の延べ人数は、現状を維持することとする。

【令和７年度の重点的な取り組み】

○コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の推進

・地域学校協働活動推進員とともに、地域学校協働活動の推進に取り組みます。
・子どもたちの放課後の安心・安全な居場所をつくるため、放課後子ども教室の拡充に取り組みます。

○青少年の健全育成と各種団体の活動支援

・関連団体との連携や協力により事業を実施するとともに、各種団体の事業への支援や情報提供に取り組みます。

○多様な学習機会と学習情報の提供

・様々な分野の学習機会や生涯学習に関する情報の収集と提供に取り組みます。

（２）図書館事業の推進

赤ちゃんからお年寄りまで誰でも気軽に利用できる図書館として、図書館サービスの充実を図ります。町民の「知の拠点」として、本や情報を活用した学びを支えるとともに町民と地域の生き生きとした活動につなげます。

特に、子どもの読書習慣の定着を図るため、様々な形で図書館に親しむきっかけを作り、図書館利用を促進します。

【関連する主な取り組み】

・幅広い世代の利用促進
・図書館資料の充実と利用しやすい環境づくり
・町の歴史や文化、ゆかりの人物に関する情報と資料の収集活用

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
図書館年間入館者数 【二宮町統計書】	174,944 人 （平成 30 年度実績値）	175,000 人
読書が好きと回答した児童生徒数（肯定的な回答の割合）【全国学力・学習状況調査】	小学校　70.2% 中学校　63.9% （令和４年度実績値）	小学校　75.0% 中学校　70.0%

※基準値について
新型コロナウイルスの影響を受けている事業は、影響を受けていない年度の実績値を基準値として設定。

【令和７年度の重点的な取り組み】

〇幅広い世代の利用促進

・幅広い世代を対象とした事業を実施することで、図書館利用のきっかけ作りを進め、子どもたちから親世代、高齢者の図書館利用を促進します。
・子どもや子育て世代向けの事業実施を通じて、「読む楽しさ」「知る楽しみ」の動機付けを図り、子育て世代と子どもたちの図書館利用を促進します。
・町内の小学校や中学校、高等学校と連携し、職業体験や見学を通じて、ティーンズ世代（小学校高学年～高校生）の利用の促進に取り組みます。
・ホームページや SNS を活用し、日常的に図書館を利用していない町民への PR を進めます。

〇図書館資料の充実と利用しやすい環境づくり

・世相や町民ニーズを的確に捉え、蔵書の充実に努めます。
・リニューアル工事と IC タグ導入を見据え、既存蔵書の整理を進めます。

（３）二宮の自然・歴史・文化・スポーツに触れる機会の提供

各種文化・芸術団体やスポーツ団体と連携、協働、支援するとともに、各施設の適切な管理運営に努め、町民が様々な文化や芸術、スポーツに触れる機会を提供します。

また、長い歴史の中で培われてきた貴重な有形・無形の文化財を保護・保存していくとともに、町民への普及・啓発活動に努め、郷土に対する意識を育みます。

【関連する主な取り組み】

・文化芸術及びスポーツの振興・支援

・歴史や文化の保護と普及啓発

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
文化祭来場者数	4,273 人 （令和元年度実績値）	4,500 人
ピアノマラソンコンサート参加者数	80 組 （平成 30 年度実績値）	80 組
民俗芸能のつどい観覧者数	405 人 （令和元年度実績値）	500 人
今住んでいる地域の行事に参加していると回答した児童生徒（肯定的な回答の割合） 【全国学力・学習状況調査】	小学校　52.4% 中学校　34.0% （令和４年度実績値）	小学校　55.0% 中学校　35.0%
体育施設（武道館、体育館、運動場、テニスコート、山西プール）の個人入場者数および利用登録団体数 【二宮町統計書】	132,119 人・5,094 団体 （令和４年度実績値）	135,000 人･5,100 団体

※基準値について

・新型コロナウイルスの影響を受けている事業は、影響を受けていない年度の実績値を基準値として設定。

・体育施設の個人入場者数および利用登録団体数基準値及び目標値（重要業績評価指標（KPI）については、温水プールを令和６年３月 31 日をもって廃止にすることに伴い、利用者数に大きな乖離が生じることから、変更する。

【令和７年度の重点的な取り組み】

〇文化芸術に関する事業の実施と活動の支援

・町民の活動の成果発表の場として、「文化祭」や「ピアノマラソンコンサート」などを開催します。

〇歴史や文化に関する普及啓発事業の実施

・「民俗芸能のつどい」や資料展示などを通じて、町民が町の歴史や文化に触れる機会を提供します。

〇スポーツに取り組む機会の創出

・スポーツ推進委員とともに「ニュースポーツ体験会」、「幼児スポーツチャレンジ」を実施し、また、スポーツ協会主催のスポーツフェスティバル等を支援するなど、各種団体と連携しながら、気軽にスポーツに取り組むきっかけづくりに努めます。

３－②　社会教育施設の管理運営

（１）各施設の適切な維持管理と運営

長寿命化計画（個別施設管理計画）に基づき、生涯学習センターラディアンやスポーツ施設など社会教育施設の計画的な修繕・改修に取り組み、安全安心な環境整備に努めます。

また、生涯学習センターラディアン及び図書館の改修に向け、事前周知も含めた準備の検討を進めるとともに、他の施設についても「二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画」に基づいて、町関係部署と連携した取り組みを進めます。

【関連する主な取り組み】

・安全安心な環境整備と適切な施設運営

・生涯学習センターラディアン及び図書館の改修に向けた検討

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
「二宮町教育等施設長寿命化計画（個別施設計画）における健全度Ｄ判定評価の対応状況（対応済み数／Ｄ判定評価数）	0/1 （令和５年度実績値）	1/1

※基準値について

・令和６年３月 31 日で温水プールが廃止となることに伴い、基準値及び目標値に設定している健全度Ｄ判定評価数に変更が生じることから、重要業績評価指標（KPI）について、上記のように変更する。

【令和７年度の重点的な取り組み】

〇安全安心な環境整備と適切な施設運営

・利用者が安全に安心して利用できるよう、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕・改修を実施する。

・施設再編課と連携し、生涯学習センターリニューアル基本設計に基づく実施設計業務を実施する。また、工事に伴う休館期間が決定次第利用者への周知を行う。

・二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画（令和５年３月改定追補版）に基づき、山西プール長寿命化改修工事のための設計業務を実施する。

３－③　社会教育に関する情報発信の強化

（１）情報発信の強化

町民が等しく生涯学習の機会を得られるよう、二宮町ホームページや広報紙等を通じて、学習・文化、スポーツ等の情報を積極的に発信していきます。

【関連する主な取り組み】

・二宮町ホームページや広報紙等の積極的な活用

【５年間の進捗を確認する重要業績評価指標（KPI）】

項目	基準値	目標値（令和９年度）
生涯学習課からの情報発信に基づく新聞等への掲載数	14 件 （令和３年度実績値）	20 件

【令和７年度の重点的な取り組み】

○LINE を活用した積極的な情報発信

議案第28号

二宮町教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について

令和７年３月２６日提出

二宮町教育委員会
教育長　和田　智司

〔提案理由〕

二宮町教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について、所定の改正をするため提案する。

二宮町教育委員会表彰規程の一部を改正する規程の新旧対照表

改正後	改正前
（表彰の基準） 第２条　表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、この規程の定めるところにより、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が表彰する。 （１）　学校教育及び社会教育の振興、研究又は改善につとめ、特にその功労が顕著なもの （２）　その他特に表彰に値すると認められるもの	（表彰の基準） 第２条　表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、この規程の定めるところにより、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が表彰する。 （１）　学校教育及び社会教育の振興、研究又は改善につとめ、特にその功労が顕著な者 （２）　その他特に表彰に値すると認められる者

議案第29号

二宮町立学校職員服務規程の一部を改正する規程について

令和７年３月２６日提出

二宮町教育委員会
教育長　和田　智司

〔提案理由〕

二宮町立学校職員服務規程の一部を改正する規程について、見直しを行ったため、必要となる改正を行うために提案する。

二宮町立学校職員服務規程の一部を改正する規程の新旧対照表

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、二宮町立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条に規定する職員で、常勤の職員（以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、二宮町立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条に規定する職員で、任用期間の定めのない常勤の職員（以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

改正後

第２号様式（第４条関係）

勤務記録カード追加変更報告書

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

二宮町立　　学校長

履歴事項の追加変更を次のとおり報告します。

該当職員　職名　　氏名

番号	事　　項	年 月 日	該当事項の内容	添付書類
1	氏名の変更			事項を証する書類（校長の承認があれば省略可）
2	住所の変更			
3	学歴の追加			事項を証する書類の写し
4	資格の得失			
5	市町村教委発令事項			
6	その他			

改正前

第２号様式（第４条関係）

勤務記録カード追加変更報告書

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

二宮町立　　学校長　印

履歴事項の追加変更を次のとおり報告します。

該当職員　職名　　氏名

番号	事　　項	年 月 日	該当事項の内容	添付書類
1	氏名の変更			事項を証する書類（校長の承認があれば省略可）
2	住所の変更			
3	学歴の追加			事項を証する書類の写し
4	資格の得失			
5	市町村教委発令事項			
6	その他			

改正後

第４号様式（第５条関係）

身 分 証 明 書 発 行 依 頼 書

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

二宮町立　　学校長

次の職員の身分証明書の発行をお願いします。

No.	職員番号	氏　　名	生 年 月 日	発　行　事　由

改正前

第４号様式（第５条関係）

身 分 証 明 書 発 行 依 頼 書

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

二宮町立　　学校長　印

次の職員の身分証明書の発行をお願いします。

No.	職員番号	氏　　名	生 年 月 日	発　行　事　由

改正後

第５号様式（第５条関係）

身分証明書記載事項変更届出書

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

二宮町立　　学校長

次の職員の身分証明書記載事項に変更が生じましたので届け出ます。

職員番号	氏　　名	変更年月日	変更前記載内容	備　考

改正前

第５号様式（第５条関係）

身分証明書記載事項変更届出書

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

二宮町立　　学校長　印

次の職員の身分証明書記載事項に変更が生じましたので届け出ます。

職員番号	氏　　名	変更年月日	変更前記載内容	備　考

改正後

第６号様式（第５条関係）

身 分 証 明 書 再 交 付 願

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

二宮町立　　学校長

次の職員の身分証明書の再交付をお願いします。

職 員 番 号	
氏　　名	
生 年 月 日	
亡失（損傷）年月日	
亡失（損傷）の場所	
亡失（損傷）の事情	
再交付年月日	※　　年　　月　　日

備考　１　亡失（損傷）の事情は、できるだけ詳細に書くこと。もし明確でない場合は、推定して記載し、末尾に「(推定)」と付記すること。

２　※印欄は、願出者は記入しないこと。

３　再交付後、亡失したものが見つかった場合は速やかに返納すること。

改正前

第６号様式（第５条関係）

身 分 証 明 書 再 交 付 願

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

二宮町立　　学校長　印

次の職員の身分証明書の再交付をお願いします。

職 員 番 号	
氏　　名	
生 年 月 日	
亡失（損傷）年月日	
亡失（損傷）の場所	
亡失（損傷）の事情	
再交付年月日	※　　年　　月　　日

備考　１　亡失（損傷）の事情は、できるだけ詳細に書くこと。もし明確でない場合は、推定して記載し、末尾に「(推定)」と付記すること。

２　※印欄は、願出者は記入しないこと。

３　再交付後、亡失したものが見つかった場合は速やかに返納すること。

改正後

第７号様式（第５条関係）

身 分 証 明 書 の 返 納 書

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

二宮町立　　学校長

次の職員が　　年　　月　　日付けで転出（退職）しましたので、身分証明書を返納します。

No.	職員番号	氏　　名	返　納　事　由	備　　考

改正前

第７号様式（第５条関係）

身 分 証 明 書 の 返 納 書

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

二宮町立　　学校長　印

次の職員が　　年　　月　　日付けで転出（退職）しましたので、身分証明書を返納します。

No.	職員番号	氏　　名	返　納　事　由	備　　考

改正後

第９号様式（第７条・第８条関係）

（表）

職務専念義務免除（兼職等）承認申請書

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

所　属

職　名

氏　名

次のとおり二宮町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第２条（教育公務員特例法第17条第１項）の規定に基づき、職務専念義務の免除（兼職等）の承認を申請します。

就こうとする業務の属する団体について	団体の名称		所　在　地	
	事業の内容		事業形態の種　　別	
就こうとする業務について	職　　名		職務内容と責任の程度	
	勤務の態様			
	勤務時間			
	収　入　額			
	兼職等の期　　間			
兼職等を必要とする理由				
兼職等が現職遂行に与える影響その他参考事項				
※ 承認に関する校長の意見				

※　承認番号

承　認　通　知　書

年　　月　　日

様

二宮町教育委員会教育長　㊞

※　上記については、次のとおり承認する。

1　期間

2　条件

改正前

第９号様式（第７条・第８条関係）

（表）

職務専念義務免除（兼職等）承認申請書

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

所　属

職　名

氏　名　　㊞

次のとおり二宮町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第２条（教育公務員特例法第17条第１項）の規定に基づき、職務専念義務の免除（兼職等）の承認を申請します。

就こうとする業務の属する団体について	団体の名称		所　在　地	
	事業の内容		事業形態の種　　別	
就こうとする業務について	職　　名		職務内容と責任の程度	
	勤務の態様			
	勤務時間			
	収　入　額			
	兼職等の期　　間			
兼職等を必要とする理由				
兼職等が現職遂行に与える影響その他参考事項				
※ 承認に関する校長の意見				

※　承認番号

承　認　通　知　書

年　　月　　日

様

二宮町教育委員会教育長　㊞

※　上記については、次のとおり承認する。

1　期間

2　条件

改正後	改正前
（裏） 備考　１　「事業の内容」の欄には、事業団体、教育研究機関等の事業内容を具体的に記載すること。 ２　「事業形態の種別」の欄には、例えば、「社団法人」、「財団法人」等のように、設立形式の種別を記載すること。 ３　「勤務の態様」の欄には、常勤、非常勤の別（臨時の場合はその旨）を記載すること。 ４　「勤務時間」の欄には、１日の勤務時間又は１週における延べ勤務時間及び１週間又は１月の総出勤日数を記載すること。 ５　「収入額」の欄には、月収総額及び給与等の支給方法（例えば、１時間につき何円、１日につき何円等）を記載すること。なお、毎月定額の収入がない場合は、事業に従事する期間の収入の総額に基づいて月平均の収入額を記載し、収入がない場合及び教育研究で経費を要する場合は、それぞれの旨を記載すること。 ６　「兼職等の期間」の欄には、従事期間の始期及び終期を記載すること。この場合において、その終期の不確定のものは、その旨を記載すること。 ７　※印の欄には、申請者は記載しないこと。	（裏） 備考　１　「事業の内容」の欄には、事業団体、教育研究機関等の事業内容を具体的に記載すること。 ２　「事業形態の種別」の欄には、例えば、「社団法人」、「財団法人」等のように、設立形式の種別を記載すること。 ３　「勤務の態様」の欄には、常勤、非常勤の別（臨時の場合はその旨）を記載すること。 ４　「勤務時間」の欄には、１日の勤務時間又は１週における延べ勤務時間及び１週間又は１月の総出勤日数を記載すること。 ５　「収入額」の欄には、月収総額及び給与等の支給方法（例えば、１時間につき何円、１日につき何円等）を記載すること。なお、毎月定額の収入がない場合は、事業に従事する期間の収入の総額に基づいて月平均の収入額を記載し、収入がない場合及び教育研究で経費を要する場合は、それぞれの旨を記載すること。 ６　「兼職等の期間」の欄には、従事期間の始期及び終期を記載すること。この場合において、その終期の不確定のものは、その旨を記載すること。 ７　※印の欄には、申請者は記載しないこと。

改正後

第10号様式（第９条関係）

（表）

営利企業等の従事許可（等）申請書

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

所　属

職　名

氏　名

（校長認印　　）

地方公務員法第38条第１項及び二宮町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第２条の規定に基づき、次のとおり営利企業等従事の許可及び職務専念義務の免除の承認を申請します。

１　就こうとする業務の属する団体について			
ア　団体の名称	イ　団体の種別	ウ　所在地	エ　団体の事業の内容
２　就こうとする業務について			
ア　職名等	イ　従事期間　ａ新規　ｂ継続 年　月　日～年　月　日	ウ　勤務の態様　ａ常勤　ｂ非常勤 ｃ臨時　ｄその他（　　）	
エ　勤務日（　　） 週平均　日（又は月平均　日） 計　　日	オ　勤務時間　時　分～　時　分 職専免の対象　時　分～　時　分		
カ　収　入　有・無　ａ報酬　ｂ実費　ｃその他（　）軽費（　） 収入額　　円　　支給方法（　　）			
キ　職務内容と責任の程度			
３　従事を必要とする理由			
４　従事が現職遂行に与える影響その他参考事項			

※　許可番号

営利企業等の従事許可（等）通知書

年　　月　　日

様

二宮町教育委員会教育長　㊞

※　上記については、次のとおり許可し、及び承認する。

１　期　間

２　条　件

改正前

第10号様式（第９条関係）

（表）

営利企業等の従事許可（等）申請書

年　　月　　日

二宮町教育委員会教育長　様

所　属

職　名

氏　名　　㊞

（校長認印　　）

地方公務員法第38条第１項及び二宮町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第２条の規定に基づき、次のとおり営利企業等従事の許可及び職務専念義務の免除の承認を申請します。

１　就こうとする業務の属する団体について			
ア　団体の名称	イ　団体の種別	ウ　所在地	エ　団体の事業の内容
２　就こうとする業務について			
ア　職名等	イ　従事期間　ａ新規　ｂ継続 年　月　日～年　月　日	ウ　勤務の態様　ａ常勤　ｂ非常勤 ｃ臨時　ｄその他（　　）	
エ　勤務日（　　） 週平均　日（又は月平均　日） 計　　日	オ　勤務時間　時　分～　時　分 職専免の対象　時　分～　時　分		
カ　収　入　有・無　ａ報酬　ｂ実費　ｃその他（　）軽費（　） 収入額　　円　　支給方法（　　）			
キ　職務内容と責任の程度			
３　従事を必要とする理由			
４　従事が現職遂行に与える影響その他参考事項			

※　許可番号

営利企業等の従事許可（等）通知書

年　　月　　日

様

二宮町教育委員会教育長　㊞

※　上記については、次のとおり許可し、及び承認する。

１　期　間

２　条　件

改正後	改正前
（裏） 備考　１　１イの「団体の種別」については、設立形式の種別（「株式会社」、「社団法人」、「財団法人」等）を記載する。 ２　２イの「従事期間」については、「ａ新規」、「ｂ継続」のいずれかに○を付ける。 ３　２ウの「勤務の態様」については、該当する項目に○を付ける。該当するものがない場合は、内容を具体的に記載する。 ４　２エの「勤務日」については、日又は曜日等により指定されている場合には、その旨を記載する。 ５　２オの「勤務時間」については、１日における実際に従事する時間及び職務専念義務の免除を必要とする時間（往復等に要する時間を含む。）を記載する。あらかじめ時間を特定できない場合は、「随時」と記載する。 ６　２カの「収入」については、「有」「無」のいずれかに○を付ける。「有」に○を付けた場合は、該当する項目に○を付け、該当するものがない場合は、収入の名称（「謝礼」等）を記載する。「経費」については教育研究等で経費を要する場合にその内容を、「収入額」については月額又は年額等を記載し、「支給方法」については収入の算定式その他支給方法（例えば「１日何円×勤務日数何回＝何円」等）を簡略に記載する。 ７　４の「従事が現職遂行に与える影響その他参考事項」については、同一従事期間内において既に、営利企業等の従事許可を受けている場合又は他の事由（職務に専念する義務の特例に関する規則第２条第１号に掲げる事由に限る。）により職務専念義務の免除を承認されている場合には、その内容を併せて記載する。 ８　※印の欄は、申請者においては記載しないこと。 ９　許可申請事項に変更を生じた場合は、新たに許可申請手続をとることとする。	（裏） 備考　１　１イの「団体の種別」については、設立形式の種別（「株式会社」、「社団法人」、「財団法人」等）を記載する。 ２　２イの「従事期間」については、「ａ新規」、「ｂ継続」のいずれかに○を付ける。 ３　２ウの「勤務の態様」については、該当する項目に○を付ける。該当するものがない場合は、内容を具体的に記載する。 ４　２エの「勤務日」については、日又は曜日等により指定されている場合には、その旨を記載する。 ５　２オの「勤務時間」については、１日における実際に従事する時間及び職務専念義務の免除を必要とする時間（往復等に要する時間を含む。）を記載する。あらかじめ時間を特定できない場合は、「随時」と記載する。 ６　２カの「収入」については、「有」「無」のいずれかに○を付ける。「有」に○を付けた場合は、該当する項目に○を付け、該当するものがない場合は、収入の名称（「謝礼」等）を記載する。「経費」については教育研究等で経費を要する場合にその内容を、「収入額」については月額又は年額等を記載し、「支給方法」については収入の算定式その他支給方法（例えば「１日何円×勤務日数何回＝何円」等）を簡略に記載する。 ７　４の「従事が現職遂行に与える影響その他参考事項」については、同一従事期間内において既に、営利企業等の従事許可を受けている場合又は他の事由（職務に専念する義務の特例に関する規則第２条第１号に掲げる事由に限る。）により職務専念義務の免除を承認されている場合には、その内容を併せて記載する。 ８　※印の欄は、申請者においては記載しないこと。 ９　許可申請事項に変更を生じた場合は、新たに許可申請手続をとることとする。

改正後

第11号様式（第10条関係）

研　修　計　画　書

年　月　日

二宮町立　　学校長　様

職　　氏　名

No.	研修日又は研修期間	年　月　日(　)から(限り) 年　月　日(　)まで　日	承認印	教頭印	出勤簿照合
	研修場所				
	予定している研修の概要				
No.	研修日又は研修期間	年　月　日(　)から(限り) 年　月　日(　)まで　日	承認印	教頭印	出勤簿照合
	研修場所				
	予定している研修の概要				
No.	研修日又は研修期間	年　月　日(　)から(限り) 年　月　日(　)まで　日	承認印	教頭印	出勤簿照合
	研修場所				
	予定している研修の概要				
No.	研修日又は研修期間	年　月　日(　)から(限り) 年　月　日(　)まで　日	承認印	教頭印	出勤簿照合
	研修場所				
	予定している研修の概要				
No.	研修日又は研修期間	年　月　日(　)から(限り) 年　月　日(　)まで　日	承認印	教頭印	出勤簿照合
	研修場所				
	予定している研修の概要				

注　1　研修計画に変更があった場合は、訂正内容を朱書きすること。
　　2　勤務態様を変更した場合は、赤で斜線を引き、「削除」と欄外に記載すること。

改正前

第11号様式（第10条関係）

研　修　計　画　書

年　月　日

二宮町立　　学校長　様

職　　氏　名　　㊞

No.	研修日又は研修期間	年　月　日(　)から(限り) 年　月　日(　)まで　日	承認印	教頭印	出勤簿照合
	研修場所				
	予定している研修の概要				
No.	研修日又は研修期間	年　月　日(　)から(限り) 年　月　日(　)まで　日	承認印	教頭印	出勤簿照合
	研修場所				
	予定している研修の概要				
No.	研修日又は研修期間	年　月　日(　)から(限り) 年　月　日(　)まで　日	承認印	教頭印	出勤簿照合
	研修場所				
	予定している研修の概要				
No.	研修日又は研修期間	年　月　日(　)から(限り) 年　月　日(　)まで　日	承認印	教頭印	出勤簿照合
	研修場所				
	予定している研修の概要				
No.	研修日又は研修期間	年　月　日(　)から(限り) 年　月　日(　)まで　日	承認印	教頭印	出勤簿照合
	研修場所				
	予定している研修の概要				

注　1　研修計画に変更があった場合は、訂正内容を朱書きすること。
　　2　勤務態様を変更した場合は、赤で斜線を引き、「削除」と欄外に記載すること。

改正後

第12号様式（第10条関係）

研　修　報　告　書

年　月　日

二宮町立　　学校長　様

職　　氏　名

研修計画書の番号	
研修日又は研修期間	年　月　日(　)～　年　月　日(　)　日
研修テーマ	
研修内容	

注１　「研修日又は研修期間」、「研修のテーマ」の欄は、研修計画に基づき記載すること。

２　「研修内容」の欄は、研修した具体的な内容と、その成果等について記載すること。

３　研修計画の報告は、本様式のほか、レポートや閲覧資料等を添付して報告に替えることができるものとする。

学校長　　㊞

改正前

第12号様式（第10条関係）

研　修　報　告　書

年　月　日

二宮町立　　学校長　様

職　　氏　名　　㊞

研修計画書の番号	
研修日又は研修期間	年　月　日(　)～　年　月　日(　)　日
研修テーマ	
研修内容	

注１　「研修日又は研修期間」、「研修のテーマ」の欄は、研修計画に基づき記載すること。

２　「研修内容」の欄は、研修した具体的な内容と、その成果等について記載すること。

３　研修計画の報告は、本様式のほか、レポートや閲覧資料等を添付して報告に替えることができるものとする。

学校長　　㊞

改正後

第16号様式（第14条関係）

ボランティア活動計画書

年　月　日

二宮町立　　学校長　様

所　属
職　名
氏　名

活動日	年　月　日（　）～　年　月　日（　）	
活動の種類	□ 被災者への救助活動 □ 社会福祉施設等における活動 □ 障害者等の日常生活に対する援助活動 □ 国又は地方公共団体の行う事業に係る活動 （主催団体　　） □ その他（主催団体　　）	
活動場所	施設名等	
	所在地	
	電話番号	
具体的な活動内容		
仲介団体等	□ 有　□ 無	
	団体名	
	電話番号	
参考事項		

備考　□のある欄には、該当する□内にレ印を記入すること。

改正前

第16号様式（第14条関係）

ボランティア活動計画書

年　月　日

二宮町立　　学校長　様

所　属
職　名
氏　名　　印

活動日	年　月　日（　）～　年　月　日（　）	
活動の種類	□ 被災者への救助活動 □ 社会福祉施設等における活動 □ 障害者等の日常生活に対する援助活動 □ 国又は地方公共団体の行う事業に係る活動 （主催団体　　） □ その他（主催団体　　）	
活動場所	施設名等	
	所在地	
	電話番号	
具体的な活動内容		
仲介団体等	□ 有　□ 無	
	団体名	
	電話番号	
参考事項		

備考　□のある欄には、該当する□内にレ印を記入すること。

改正後	改正前
第21号様式（第22条関係） 育児又は介護の状況変更届 年　月　日 二宮町立　　学校長　様 所　属 職　名 氏　名 次のとおり（□深夜勤務　□時間外勤務）の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。 1　届出の事由 （1）　養育の状況の変更 □　子が死亡した □　職員の子でなくなった （□　離縁　　□　養子縁組の取消し） □　同居しなくなった □　養育できる同居の親族がいることとなった （2）　介護の状況の変更 □　要介護者が死亡した □　要介護者と職員との親族関係が消滅した （消滅の理由：　　） □　同居又は同一生計を要件とする要介護者について、その事実がなくなった □　介護できる同居の親族がいることとなった 2　届出の事実が発生した日 年　月　日 備考　□のある欄には、該当する□内にレ印を記入すること。	第21号様式（第22条関係） 育児又は介護の状況変更届 年　月　日 二宮町立　　学校長　様 所　属 職　名 氏　名　　㊞ 次のとおり（□深夜勤務　□時間外勤務）の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。 1　届出の事由 （1）　養育の状況の変更 □　子が死亡した □　職員の子でなくなった （□　離縁　　□　養子縁組の取消し） □　同居しなくなった □　養育できる同居の親族がいることとなった （2）　介護の状況の変更 □　要介護者が死亡した □　要介護者と職員との親族関係が消滅した （消滅の理由：　　） □　同居又は同一生計を要件とする要介護者について、その事実がなくなった □　介護できる同居の親族がいることとなった 2　届出の事実が発生した日 年　月　日 備考　□のある欄には、該当する□内にレ印を記入すること。

改正後

第23号様式（第26条関係）

公　務　旅　行　復　命　書

年　　月　　日

（命令権者）　　様

所　属
職　名
氏　名

私は次のとおり命令された公務旅行を終了しましたので、用務処理について別紙のとおり報告します。

旅　行　期　間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで　　（　　日間）
用　　務　　先	
用　務　内　容	
備　　考	

改正前

第23号様式（第26条関係）

公　務　旅　行　復　命　書

年　　月　　日

二宮町立　　学校長　様

所　属
職　名
氏　名　　㊞

私は次のとおり命令された公務旅行を終了しましたので、用務処理について別紙のとおり報告します。

旅　行　期　間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで　　（　　日間）
用　　務　　先	
用　務　内　容	
備　　考	

学校長　　㊞

議案第30号

二宮町学校運営協議会委員の委嘱について

令和７年３月２６日提出

二宮町教育委員会
教育長　和田　智司

〔提案理由〕
二宮町学校運営協議会委員について、令和８年３月３１日までの委嘱を提案する。

担当課名　教育指導課

各種委員名　学校運営協議会委員（二宮小学校）

	氏　　名	発令年月日	任期	備考 （新任の場合記載）
1	大矢　孝道	令和7年4月1日	令和8年3月31日	
2	掬川　せつ子			
3	木川　和雄			
4	水口　圭三			
5	山内　みどり			
6	飯塚　富美			
7	池田　直幸			
8	小笠原　圭			
9	春木　佳代子			
10	津村　公栄			新任
11	選定中（地区長）			

各種委員名 学校運営協議会委員（一色小学校）

	氏　　名	発令年月日	任期	備考 （新任の場合記載）
1	足立　眞理子	令和7年4月1日	令和8年3月31日	
2	小野寺　裕美			
3	関口　正美			
4	橋本　由恵			
5	守屋　保子			
6	山本　正博			
7	八木　幸子			新任
8	選定中（地区長）			
9	選定中（地区長）			
10	選定中（地区長）			

各種委員名 学校運営協議会委員（山西小学校）

	氏　　名	発令年月日	任期	備考 （新任の場合記載）
1	武田　幸正	令和7年4月1日	令和8年3月31日	
2	國分　康太			
3	宮戸　健			
4	蓮實　茂夫			
5	井上　登志子			
6	小林　貴利			
7	柴田　カヨ			
8	山下　浩之			
9	三宅　栄子			
10	選定中（地区長）			
11	選定中（地区長）			

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮中学校）

	氏　　名	発令年月日	任期	備考 （新任の場合記載）
1	関口　金由紀	令和7年4月1日	令和8年3月31日	
2	井上　岳一			新任
3	稲子　紀之			
4	石井　文			
5	選定中（地区長）			
6	選定中（地区長）			

各種委員名 学校運営協議会委員（二宮西中学校）

	氏　　名	発令年月日	任期	備考 （新任の場合記載）
1	泉　直英	令和7年4月1日	令和8年3月31日	
5	稲葉 通隆			
2	釼持　実枝子			
4	齋藤　仁			
3	三田　哲也			
7	選定中（地区長）			
6	選定中（地区長）			
8	選定中（地区長）			

議案第 31 号

二宮町青少年指導員の委嘱について

令和７年３月２６日提出

二宮町教育委員会
教育長　和田　智司

〔提案理由〕
二宮町青少年指導員について、令和８年３月３１日までの委嘱を提案する。

担当課名　生涯学習課

各種委員名　青少年指導員

	氏　　名	発令年月日	任期	備考（新任の場合記載）
1	森末　哲夫	令和7年4月1日	令和8年3月31日	新任

資料 No.1

二宮町施設一体型小中一貫教育校設置に係る提言

令和７（2025）年２月

二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会

はじめに

二宮町の義務教育９年間における学びは、子どもたち一人一人の将来に亘る幸せに資するものとして、誰一人取り残されることなく享受できるものでなければなりません。

それを実現する、より良い教育環境を作るために、二宮町教育委員会は 2016（平成 28）年に「二宮町立小中学校に小中一貫教育を導入するにあたっての基本的な考え方」を公表し、2017（平成 29）年に「二宮町小中一貫教育校導入検討会」を、2018（平成 30）年に「二宮町小中一貫教育校推進研究会」を立ち上げました。さらに、2017（平成 29）年からは小中学校教員による義務教育９年間のカリキュラム研究を進め、2022（令和４）年４月に「二宮町小中一貫教育推進計画」を公表しました。

そこでは、義務教育をより充実させるために小学校入学から中学校卒業までの 9 年間の連続性を意識するという国の方針を受け、二宮町の学校教育で小中一貫教育を導入し、将来的に施設一体型小中一貫教育校を設置するとしています。そして、施設一体型小中一貫教育校の設置に向けた取組の一環として 2023（令和５）年４月に施設分離型で小中一貫教育校「通称　にのみや学園」を開校し、それまでのカリキュラム研究の成果を生かした９年間を通した学校教育をスタートさせました。

小中一貫教育で得られるものは主に、６歳から 15 歳までの異年齢集団交流の中で育てられる思いやりや自尊感情、自己有用感、意欲等の非認知能力です。二宮町では地理的制約により施設分離型での小中学生の交流には限界があり、小中一貫教育において最も大切な小中学生の直接的な交流は限定的にならざるを得ません。

一方で、全国的に増加している不登校児童生徒数は二宮町においても同様の傾向を示しています。さらに小中学校の小規模化による課題も浮き彫りになってきており、6－3 制の学校形態の見直しや学級数の適正化の必要性が高まっています。

2022（令和４）年に発足した二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会では地域、保護者、教員、教育関係者で二宮の子どもたちの課題とめざす姿及び、小中学生が 9 年間を共に過ごし、異年齢集団で日々学び合うことで育まれる自尊感情や認知能力、非認知能力等の重要性を確認しました。さらに、それらを高めることができる施設一体型小中一貫教育校を可能な限り早期に設置することが望ましいこと、併せて人口減少が進む二宮町の課題である学校の小規模化を是正するための取り組みを進めるべきであること等を確認しました。

二宮町教育委員会は 2040 年を目途に施設一体型小中一貫教育校を設置するとしていますが、設置時期の検討をはじめ、分離型から一体型への移行をいつの時点で行うのか、設置までに必要な検討課題への対応をいつ始めるのか等について具体的な道筋は示されていません。子どもたちの将来を見据えた新しい学校を地域と共につくるためには町民の多様な知見と合意形成が不可欠であり、施設一体型小中一貫教育校の設置に向けた諸検討には多くの時間を要します。二宮町の教育上の課題の解決と子どもたちのより良い学校教育環境の実現に向けて、施設一体型小中一貫教育校の設置計画を明確にし、設置に向けた諸検討を早期に始めることを提言するとともに今後必要な検討事項を提示します。

また、施設一体型小中一貫教育校の設置に関する取り組みと並行して取り組むべき「学校教育における喫緊の課題」に対しては、別紙「二宮町の学校教育における喫緊の課題と解決のための取り組み」を参照の上、分離型での実践も含めた早急な対応を求めます。

二宮町施設一体型小中一貫教育校設置に係る提言

1　二宮町教育委員会は、誰一人取り残されることなくすべての子どもたちが幸せな人生を歩めるよう、教育委員会が示すところの「めざす子ども像」の実現に向けて自尊感情、自己肯定感を高めていく取り組みを行うこと

2　二宮町教育委員会は二宮町における施設一体型小中一貫教育校の意義を捉え、可能な限り早期の設置に向けて設置計画を作成し、学校の小規模化の解消を含む学区再構築、設置場所、小中一貫教育の意義を踏まえた学校施設、学区変更に伴う通学手段など必要な検討を早急に始めること

3　二宮町教育委員会は、施設一体型小中一貫教育校設置に向けて地域との合意形成を図り、地域と共に学校づくりを進めること。そのために町民に向けては単なる「説明」ではなく、計画段階から対話を丁寧に重ねていくこと

提言理由

1　二宮町教育委員会は、誰一人取り残されることなくすべての子どもたちが幸せな人生を歩めるよう、教育委員会が示すところの「めざす子ども像※」の実現に向けて自尊感情、自己肯定感を高めていく取り組みを行うこと

※「自分の心と身体にまっすぐに向き合い、自分の良さを発揮し、自己実現できる子ども」「多様な価値観を大切にし、互いの良さを引き出しあい、主体的に他者と協働できる子ども」「二宮に愛着と誇りを持ち、社会に貢献できる子ども」

二宮の子どもたちの課題とめざす子ども像

子どもたちの幸せは二宮町民の願いであり、二宮町教育委員会は「誰一人取り残されない教育」を掲げ、「めざす子ども像」の実現に向けて学校教育を遂行している。しかしながら二宮町の学校教育をめぐっては、不登校児童生徒数の増加や小中学校の小規模化の課題の顕在化など子どもたちの育ちに関わる問題が浮き彫りになってきている。

また、施設一体型小中一貫教育校設置研究会（以下、研究会という）で確認したところでは、二宮町の子どもたちは穏やかで優しい子どもが多い一方で、自尊感情や自己肯定感が低く、「人と人とがつながる力」「地域への関心や関わり」「国際的視野」「多様性の相互理解」等に課題が見られる。また、中学生の学力においては格差と二極化が見られる。

こうした課題を踏まえ、研究会ではまず、15 歳の義務教育終了時の姿を「地域を知って地域を愛し、世界に羽ばたいていく子」「自分の強みを知り生かせる子」「弱さも含めて自分を大切に思える自尊感情を持ち、自己肯定感が高く、他者に優しい子」と捉えた。さらに、二宮町教育委員会が掲げるめざす子ども像の具現化に向けて 5 つの視点「心・自己確立」「学力・学習」「学ぶ意欲・キャリア意識」「社会性・他者との協働・多様性」「地域・世界・広い視野」を持ち、「学校」「家庭」「地域」の

それぞれの役割を認識して9年間連続した義務教育を推進していくことで、子どもたちの認知能力、非認知能力の育ちが期待できることを確認した。

また、世界の教育動向を学ぶための講演会からは下記のような知見を得、これからの学校教育に生かしていくことを確認した。

〇学校の姿そのものが変化していること

〇義務教育における学校間の連携・接続の動向をとらえ、変化する社会での教育・学校のあるべき姿を地域と共に考えなければならないこと

〇教育の目的は「誰もが居場所を持ち、幸せに生きること」であること

〇言語教育、ICT 教育を充実させている諸外国に対する日本の教育上の現在の立ち位置と子どもたちの実態をふまえるべきであること

〇約 65％の子どもたちが将来、今は存在しない職業に就くと言われる次の社会では何よりも読解力（書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力（文部科学省））が重要となること

2　二宮町教育委員会は二宮町における施設一体型小中一貫教育校の意義を捉え、可能な限り早期の設置に向けて設置計画を作成し、学校の小規模化の解消を含む学区再構築、設置場所、小中一貫教育の意義を踏まえた学校施設、学区変更に伴う通学手段など必要な検討を早急に始めること

（1）　小中一貫教育に関するこれまでの流れ

①　国内における小中一貫教育の動向

1947 年（昭和 22 年）に 6-3 制による学校制度が制定されて、今年で 78 年になる。その間に、全国的に不登校児童生徒数の増加、自己肯定感の低下、目標意識の低下などの教育課題が顕在化し、6-3 制に縛られない小中一貫教育を独自に行う自治体や学校が増え、その成果が集約されていった。そうした背景のもと、国は 2016 年（平成 28 年）学校教育法の一部改正により小学校、中学校の区切りのない 9 年間連続した教育を行なう義務教育学校の設置を可能とした。改正された法のもとに小中一貫教育校が各地に設置され、校数は 2022 年時には法改正時の 6 倍となり、その後も増加の一途をたどっている。

②　小中一貫教育推進に関する二宮町教育委員会の考え方

二宮町教育委員会は 2016 年に「二宮町立小中学校に小中一貫教育を導入するにあたっての基本的な考え方」を公表し、2017 年に「二宮町小中一貫教育校導入検討会」、2018 年に「二宮町小中一貫教育校推進研究会」を立上げた。2019 年からは小中学校教員による義務教育 9 年間のカリキュラム研究を進め、2022 年 4 月に「二宮町小中一貫教育推進計画」（以降、推進計画と呼ぶ）を公表した。そこでは、将来的な児童生徒数の減少や公共施設数の削減計画に基づき、遅くとも 2040 年頃を目途に 1 校の施設一体型小中一貫教育校を設置することとし、移行段階として施設分離型で小中一貫教育を実施することとしている。これに基づき 2023 年度より 2 つのグループ（二宮小学校・二宮中学校グループ、一色小学校・山西小学校・二宮西中学校グループ）による施設分離型小中一貫教育校「にのみや学園」を設置して小中一貫教育を推進している。

③　二宮町教育委員会における施設一体型小中一貫教育校設置の進捗状況

施設一体型小中一貫教育校（以降、施設一体型と呼ぶ）については、推進計画において学校の

適正規模や設置場所等、検討すべき課題が 11 点示されている（推進計画 P.53 ）が、現時点でそれらの課題に対する検討はされていない。

また、現在一色小学校は二宮西中学校グループに含まれているが当面の進学先に変更はなく保護者の不安や疑問は生まれていない。しかしながら、2 グループ構成との整合性をいつの時点で取っていくのか、先の見通しは示されていない。

二宮町教育委員会は実現可能な施設一体型の設置時期を 2040 年頃としているが、その根拠は児童生徒数の推移のみであり、小中一貫教育の意義に基づく検証や、不登校、学校の小規模化など二宮町の現状や課題に基づく検証は加味されていない。

設置時期に関しては、2018 年の二宮町小中一貫教育校推進研究会において、移行段階として 2 つの施設一体型を設置する案が出されており、そこでは 2030 年度内の設置が可能との試算が示されている。本研究会においても、移行段階として 1 つの既存学校施設と 1 つの新設校からなる 2 つの施設一体型を設置する案が提案されている。これら 2040 年以前の設置の可能性についても検証されていない。

（2）施設一体型の利点と課題をふまえた二宮町における施設一体型小中一貫教育校設置の意義

本研究会では先進事例や先進校視察から施設一体型の利点と課題の双方を検証した。

「めざす子ども像」に示される子どもの育成における施設一体型の設置のさまざまな利点は、主に、意欲や思いやりなど、いわゆる「非認知能力」の向上によってもたらされることを確認した。一方、懸念される課題としては「小学校 6 年生段階でモチベーションが形成されにくくなる」ことが指摘されたが、これは 9 年間を 4 ・ 3 ・ 2 で区切るなど学年の区切り方の工夫で 6 - 3 制以上にモチベーションの形成の場を作れることを確認した。また、文部科学省調査では「人間関係につまずきがあった場合にそれが長期にわたるのではないか」「小学生が中学生を怖がるのではないか」等が「懸念」として挙げられているが、こうした状況は施設一体型の利点によって解消されることが先行事例の中で検証されている。

その他の課題としては、小学生と中学生が一緒に安全に運動したり活動したりするための学校施設（校舎・体育館・運動場等）の整備が挙げられており設置の際に配慮する必要がある。

その上で、二宮町における施設一体型小中一貫教育校設置の意義を次のように据えた。

〇小・中学校の間に区切りのある 6-3 制に対して、 9 年間をひとつながりと捉えることで 4-3-2 制など、心技体の成長に合わせた教育的意味のある段差設計が可能になる。

〇小学生は日々中学生の活動や学習の状況を目にし、近い将来の姿を知ることで中学校への進学への不安感が減少し、中一ギャップが解消・緩和され、二宮町で増加している不登校の減少につながる。

〇小さな子どもを気遣う、上級生の優しさや知恵に気づく、上級生や下級生の言葉や行動に学ぶなど、「用意された場面」ではなく、「ありふれた日常生活」の中で助け合いの気持ちや豊かな感性が育つ。異年齢交流の日常化による相互成長が可能であり、下級生から常に上級生が見えていることによる目標意識（憧れ意識）や上級生は常に下級生に見られていることによる規範意識（お手本意識）が醸成され、二宮の子どもたちの課題である自尊感情、自己肯定感、自己有用感が向上するとともに他者への思いやりや助け合いの気持ちが育つ。

これら非認知能力は教えられて身に付くものではなく、異年齢集団における多様な価値観との

出会いや、同学年、異学年のふれあいを通じた豊かな体験によって培われる。

〇9 年間を連続してとらえることで小中学校の学習内容の段差が小さくなり、学習面の不安が軽減するとともに、義務教育の教育課程を 9 年間のスパンで捉えることで学び直しのためのゆとりを生むことが可能となる。また、小中学校の教員が日々の子どもたちの姿を目にすることで成長への理解を深め、児童生徒一人一人に合わせた学習を意識することができる。結果、児童生徒の学習意欲の向上、授業の理解度の向上、学習習慣の定着が図られる。また、二宮町の中学生の課題である学力の格差、二極化に対応することができる。

〇小中学校の教員が協働して行事や校務分掌を担うことで、一人一人の教員にゆとりが生まれるとともに、行事や授業を充実させることができる。

〇二宮町では地域によっては小学校の単級化、中学校の小規模化が進んでいる。現在は、学校の工夫で小規模校の良さを生かしているが、子どもたちが人間関係をリセットできないことや、生徒数の減少とそれに伴う教員数の削減によって部活動が成立せず生徒の入部希望があっても廃部に向かわざるを得ないなどの課題も出始めている。施設一体型小中一貫教育校の設置は学区再編を伴うが、編成の過程で適正な学級数および教員数確保のための児童生徒数の調整を図ることができる。

今後の児童生徒数の変化や、国の施策を受けての学級数の変化を見極めながら、より良い学習環境を目指していく必要がある。

（3）施設一体型小中一貫教育校の設置と設置計画策定の早期着手を求める根拠

施設分離型小中一貫教育校（以下施設分離型と呼ぶ）「にのみや学園」における小中一貫教育は、9 年間の教員としてのマインドセットの醸成、9 年間のつながりや教科特性を踏まえた授業づくりを実現させている。児童生徒の交流は児童の中学校進学の不安感の軽減や中学校生活への期待感、中学生のモチベーションアップにつながること、問題行動が深刻化せず学級が温かい雰囲気になったことなど、小中一貫教育ならではの成果が確認されている。また、分離型での交流の充実によって、中一ギャップの緩和も期待でき、教育委員会と学校は交流回数を増やす努力をしている。

しかしながら、二宮町での分離型は交流時の移動のためのバス借り上げや教員の後補充の措置が必要であること、移動のために授業時間や休み時間が削減されるなど、地理的制約による課題を生んでいる。また、交流の準備や引率など教員の負担も懸念される。こうした課題ゆえに、小中一貫教育で最も大切な小中学生の交流や小中学校教員の交流は「イベント化」を免れず、研究会でも分離型の実践に対して「保護者として実感がない」「子どもたちに意識化されていない」等の感想が出された。

また、ICT を活用してリモートでの交流も行われているが、小中一貫教育の利点は児童生徒どうし、児童生徒と教員がお互いに顔の見える環境でこそ生み出されるものであり、リモートでは補いきれない。

小中学生が、日々ともに学び、ともに活動できる施設一体型はこれら施設分離型の課題を解消し、小中一貫教育の成果をより深化させることができる。

二宮町教育委員会は、施設分離型の実践によって確認された成果と課題をふまえ、当面はリモートなど ＩＣＴも活用しながら分離型を充実させ、その成果を蓄積しつつ、小中一貫教育の意義のさらなる深化と、自尊感情の低さや不登校、小規模化といった二宮町における諸課題の解消に向けて施設一体型の設置計画を具体的に進めていく必要がある。

令和 6 年度第 1 回研究会においても設置計画を早急に作成し提示することを求める意見が出さ

れており、設置場所、設置時期、９年間の区切り方、小中一貫教育の意義に基づく学校建物のあり方、公共施設としての学校建物の機能、学区の再編（再構築）の検討や地域、町民との対話、通学手段の検討と整備等を鑑みた設置計画作成に時期を待たず着手する必要がある。保護者に対しては、少なくとも開校の７年前（小学校在学期間６年+周知期間１年）の周知が必要である。また、設置計画に伴う学区等の諸変更は単なる「説明」ではなく地域の声を聞き、活かすための「対話」等による合意形成が求められるが、合意形成には多くの時間を要する。

また、教職員の理解と意識の醸成も時間をかけて深めていかなければならない。品川学園の視察後の協議では二宮町の施設一体型に望むこととして、教員が「子どもたちを９年間で育てるという意識を持っていること」「小中一貫教育を十分に理解していること」等が挙げられている。分離型での実践により教員の意識の多少の変化はみられるが、今後さらに、小中一貫教育を担うにあたって小・中学校の間にある「校種の違いによる意識の壁」が取り除かれ、二宮町立小・中学校双方の教員であるという意識が時間をかけて醸成されることが求められる。

このように二宮町の課題への対応が急がれることに加え、これら諸課題の検討には一定の時間を要することも早期の着手を求める根拠である。

３　二宮町教育委員会は施設一体型小中一貫教育校設置に向けて地域との合意形成を図り、地域と共に町づくり、学校づくりを進めること。そのためには単なる説明ではなく、町民との対話を通じた検討を行うこと

（１）施設一体型小中一貫教育校設置における町民との対話の必要性と現状

二宮町教育委員会は 2019 年、2020 年に地域住民向けに施設一体型の設置に向けて意見交換会を行った。推進計画「説明会のまとめ」（P.28～P.31）にあるように、ここでは小中一貫教育を行なうことに対する理解は得られたものの、小学校の統廃合に関する理解が得られなかった。

背景としては、「意見交換会」が説明を中心とした「一方通行」なものであり、「共に作り上げる」視点が欠けていたこと、コロナ禍で話し合いが進められなかったことが挙げられるだろう。二宮町教育委員会は、より良い教育環境を整備するという設置の目的や意義に基づいて設置計画を改めてふり返るとともに合意を得るために必要な条件を検討すべきであったが、推進計画において「地域の思いや意見を丁寧にまとめていく必要がある」（P.53）としながらも、2020 年以降施設一体型の設置計画に関する町民との話し合いは行われていない。

（２）施設一体型小中一貫教育校の設置に関する町民の意識

研究会では改めて小中一貫教育と施設一体型の意義を確認し協議したが、設置に伴う学区再編に関しては「二宮町の財政を考えれば５校を維持するのは難しいだろう」「小学校区に必ず学校を残すという考えでなく進められるのではないか」「何ができなくなるかより何ができるようになるのかを考えていくことが大切である。子どもたちのためにというベクトルで合意が図れるのではないか」「どのような学校教育が行われているかは、人の流出入など町づくりに関わる」「施設一体型に早く移行したほうが良い」等、2019 年当時の意見交換会では見られなかった意見も出されており、教育委員会は再度、広く町民全体を対象に、小中一貫教育ならびに施設一体型の意義を周知し、これからの学校づくりへの考えを確認する必要があるだろう。

同時に「お祭りなど地域の伝統文化をどう守っていくのか地域と共に十分に話し合うことが大切

である」という意見交換会ならびに研究会での意見にもあるように、二宮町教育委員会は施設一体型の設置に向けて、プランを明確に示しつつ、地域にとっての学校の意義、児童生徒の現状や課題の上に立った設置の意義について町民と共に意見を出し合い、対話を通じて子どもたちにとってより良い教育環境づくり、学校づくりを進めていく必要がある。

対話については、市民・町民参加で施策を進めている他自治体の事例や町内の取り組みを参考に、新しい学校づくりを町民と共に進めていってほしい。

今後必要な検討事項

研究会の協議を通じて浮かび上がった「施設一体型の設置に関わる検討課題」をまとめると以下のようになる。（順不同）

① 二宮町学校教育の前提である「めざす子ども像」の具現化と現状の検証
② 施設一体型小中一貫教育校の、2040 年以前の設置の可能性と設置の時期・設置場所・校数（2校・１校）
③ 施設一体型小中一貫教育校設置計画の策定と町民への周知
④ 施設一体型小中一貫教育校設置に関する町民の意識調査
⑤ 町民への施設一体型小中一貫教育校の意義の周知ならびに設置に関する合意形成
⑥ 小規模化の解消に向けた学区再編（学区再構築）と地域との合意形成
⑦ バス通学等、通学手段の検討と整備
⑧ 児童生徒のリーダーシップを育てるための９年間の区切り方（例：４年間・３年間・２年間）
⑨ 小中一貫教育の意義に基づく学校建物のあり方
・児童生徒、教職員が日常的にふれあうことができ、お互いが「見える化」される教室配置と校舎
・児童と生徒の成長発達の違いや、緊急時の動線に配慮した安全な校舎や校庭
・これからの教育の推進に資する環境を意識した教室・校舎
・地域活動や多世代との交流から子どもたちの学びが生まれる学校施設（例：施設の複合化）
⑩ 学校運営協議会の整理統合
⑪ 教職員の小中一貫教育への理解と、「９年間の教員」であるという意識の醸成

以上、推進計画（p.53）に掲げられた課題に併せて検討していく必要がある。

以上提言する

二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会設置要綱
令和４年度第１回　参考資料２参照
各提言ならびに提言理由に係る参照先
令和４年度第１回~第５回議事録ならびに資料
令和５年度第１回～第４回議事録ならびに資料
令和６年度第１回～第２回議事録ならびに資料
二宮町小中一貫教育推進計画（令和４年４月）
※全て二宮町 HP にて閲覧可

別紙「二宮町の学校教育における喫緊の課題と解決のための取り組み」の扱い

研究会では施設一体型の設置に関わる協議の過程で、二宮町の学校教育における喫緊の課題を取り上げた。別紙「二宮町の学校教育における喫緊の課題と解決のための取り組み」にあるように、二宮町の学校教育をめぐっては、「不登校に関すること」「小規模化に関すること」「プール建設、防災拠点であることも踏まえたトイレの洋式化、体育館の暑さ対策等施設設備に関すること」「地域との関わりに関すること」「小中一貫教育に関すること」「バスなどの遠距離通学者への配慮等登下校に関すること」「ICT 環境に関すること」「各学校の諸対応の統一化」「化学物質過敏症への対応」「制服検討委員会でのマイノリティへの配慮」等の課題が確認された。

これらは、施設一体型設置計画策定並びに諸検討と並行して必要なものをできるところから順次取り組むことを求めたい。

特に不登校児童生徒の増加に対しては二宮町教育委員会の理念である「一人も取り残されない学校教育の推進」に基づいて、子どもたちの居場所を作ることや、多様な学び方への対応を可能にする工夫を早急に実現させることを求めたい。

おわりに

各提言ならびに別紙「二宮町の学校教育における喫緊の課題と解決のための取り組み」にある諸課題への対応について二宮町教育委員会は進捗状況を説明するとともに評価点検し、町民に公開することを求める。

令和７（2025）年２月

二宮町施設一体型小中一貫教育校設置研究会

別紙　二宮町の学校教育における喫緊の課題と解決のための取り組み

	解決すべき喫緊の課題	第2回研究会での意見・情報	めざす目標	課題解決のための取り組み	取組の枠組み	取組の主体者	優先度	現在の達成状況
1	不登校・登校渋り・学校に居づらさを感じる子どもに関すること	・30日不登校→日数ではなく学ぶことの保障をゴールに。 ・インクルーシブ校の実現 ・スペース（ホットスペース）があると良いが、スタッフ、場所が問題。また、そこにもなじめない子もいる。 ・教室に居づらい子がいる。校内教育支援センターを。 ・教室をうるさく感じる特性のある子、保健室しか逃げ場がない。保健室利用も、周囲を気にして「仮病」を使わざるを得ない。 ・保健室に小学校の時から知っている養護の先生がいて安心できる。同じ大人が6歳から15歳まで同じ子どもをずっと見ることができる。人事異動の時に工夫していただきたい。 ・小中のギャップを低くするという考えもあるが、違いを教えることも大事。そこでは、小中の教員がそれぞれの世界を知ったうえで自分たちの仕事をしていくことが大事。異校種の交流に期待。 ・にのみや学園として大きな学校になるとNPO,フリースクールも中に取り込むことができるだろう。多様な子どもにも対応できる。 ・NPO,フリースクールなど学校以外にも選択肢が広がった。外部も取り込んでネットワークの構築を。	①すべての子どもが学ぶことから取り残されることがない体制 ②校内に教室以外の居場所がある ③校外の居場所を選択しても出席扱いになる ④学習や進路が保障される	1　不登校を生まないための取組 ・自尊感情の醸成 ・小1ギャップ、中１ギャップの解消 ・ 小中の教職員がお互いを知り、９年間の教職員という意識を持つ ・異年齢による「コミュニティ」の創生と役立ち体験、成功体験の積み重ね、自尊感情の育成 ・９年間のカリキュラム編成による学び直し、学び進めでつまずきをなくす 2　学校や教室に行きづらい子どもへの対応 ①学校内外の居場所づくり ②フリースクール等との連携による「学校」の枠が合わない子どもたちの学びの保障 ③「３小学校区を残す」方針を堅持するなら、小学校1校を通常の教育課程とは異なる教育内容や指導方法が承認される、個々のニーズに合わせた学校（オルタナティブスクール）として設置	施設一体型 「多様な学びの学校」の設置	学校 教育委員会	高	・中学の養護教諭が子どもの出身小学校からの異動なので子供の安心につながっている ・異校種の交流体験をする中で教員同士がお互いを知ろうとしているところ ・教室にゆとりのある一部の学校で、支援員の増員も受けながら教室以外の居場所を作っている
2	小規模校に関すること	・一色小は小規模だが、中学生になった姿はパワフルなので大丈夫。 ・保護者としては、一色小学校の子どもたちが心配。しかし、二宮小の子どもも山西小の子どもも仲良くしようとするし、柔軟で広い心を持っている。小学校同士、小学校と中学校の交流を増やすことで子どもたちの不安の解消になるだろう。 ・小規模校だと自分と「同質な」子どもが少ないので、「多様な」子どもと直接的にかかわらなければならない点が普通規模の学校の子とは違うと認識した。	①適切な学級数の設定　※二宮町小中一貫教育推進計画P.13参照	・小中交流の充実 ・学区再編案の作成 ・学区再編による３小学校区それぞれの児童生徒数の調整 ・兄弟姉妹の通学校が変更になることを踏まえ、移行期間を設ける（周知期間も含めると６年間以上が必要となる） ・学区割について地域住民との協議	施設一体型の設置に伴う学区再編	教育委員会 町担当課	高	小学生の中学校体験の回数を１回から３回に増やしている
3	施設・設備に関すること	①水泳授業が充実していない ・水泳指導が一回しかないが水難事故対策や水に慣れる機会は必要慣れる機会は必要 ②プールが欲しい。管理や掃除、消毒などは教員の負担にせず、民間の指定管理で ・民間とつなぎ、町民も利用できる形で運営	①水泳授業の充実	・水泳指導時間を増やす ・プール、学校間の移動の時間を短くする ・プールを作る（新築または現存施設の活用）町の公共施設再編の中で多機能施設（町民、児童生徒が利用できる。参考：品川学園）も視野に検討の余地あり？	現行体制	教育委員会 町担当課	中	・水泳授業時間数の増加については学校教育委員会で対応を検討中
		③体育館の暑さ対策 ・体育館にクーラーを ・エアコン設置	①様々な状況に応じて安全に運動できる環境	・自然環境の変化を踏まえた柔軟な対応	現行体制	教育委員会	高	
		④汚く、使いづらいトイレ ・トイレを使いやすくしてほしい（二宮中・山西小） ・トイレが汚くて入りたくない子も ・洋式トイレにしてほしい	①通常使用に加え、災害時や地域高齢者との交流時にも機能するトイレの整備	・学校の持つ機能を満たし、児童生徒、教職員だけでなく、町の財産として機能するよう改修	現行体制	教育委員会 町担当課	高	

		⑤その他 ・校舎の老朽化・・現校舎の修繕と今後の見通し	①安全で快適な学習環境	・施設一体型小中一貫教育校の設置を視野に、着手時期や予算の設定	施設一体型	教育委員会 町担当課	高	
4	地域との関わりに関すること	・PTAの任意加入が進んでいるが、、、 ・子供会の加入が少ない ・地域との交流・・町ぐるみで子どもの見守り ・小学校の名札を無料に	①地域活動やPTA活動に積極的にかかわる保護者を増やす	・保護者、子どもの積極的な参加と意識改革を促す魅力の創生・工夫と、保護者の就労状況に合わせた負担軽減の工夫	現行体制	学校 保護者 PTA	中	
5	小中一貫教育に関すること	①現在の分離型の取り組みについて ・実感がわかない ・子どもにとって意味がある？ ・一貫校として共通の行事を ・小学生の部活体験の回数 ②中学校での先生への連絡手段や緊急時の対応の統一を。一方で、統一する必要のないものもある。各校の独自性もあってよい。 ・小学校同士、中学校同士、学区内小中の情報共有を ・部活時の再登校の見直しを（給食がない時の部活で、昼食を家で食べてから再登校か、お弁当持参かが学校によって違う） ③変化に追いつけるように現場へのサポート、教員研修を（負担にならない形で） ④学校運営協議会の今後のあり方は？	①二宮町の学校教育の構想を町民が知っている ・子どもたちに意味のある小中一貫校を作る ・小中の交流が充実している ・９年間共に学ぶ環境が子どもたちにとってプラスになっている ②各校の特色を生かすとともに、子どもたちや保護者の利便性に配慮した統一性がある ③教員が負担なく研修を積める ④コミュニティスクールが小中一貫教育に有効に機能している	・にのみや学園の取り組み、特長や良さを分かりやすく周知 ・現行の取組や約束、決まりなどを各校持ち寄って検討 ・小中一貫教育の意義やメリット、デメリットなどを教職員が共有できるよう、継続的な研修を行う。研修は教職員の負担にならないよう、研修事業全体を精査し、その時々に二宮町が必要な内容に絞る。 ・コミュニティスクールが施設一体型小中一貫校として充実するよう、５校の協議を重ねる。	現行体制（施設分離型） 施設一体型	教育委員会 学校 学校運営協議会	高	にのみや学園の取り組みについては随時広報している。
6	登下校に関すること	・バス、自転車、中学の部活 ・一色、中里にスクールバス（通学バスを） ・一色地区　わくわく広場、各中学校を結ぶバス・登下校時の荷物の重さ考えなおす	安全で児童生徒に負担のない通学路や通学手段	・学区再編に伴って変わる通学手段について、通学に多くの時間を要することなく、また、安全に自転車通学ができるよう、コミュニティバスの運行時間や経路の見直し、自転車用レーンとガードレールの設置などを町として検討し、警察やバス会社など関係機関と調整	施設一体型	町 教育委員会		
7	その他	①多種多様な家庭背景と家庭教育、考え、価値観がある中で学校としての秩序はあってよい。自由と統一は学校に委ねても良いのではないか。 ・遊び方やSNSへの対応 ・給食はみんなでワイワイを復活 ・制服　マイノリティの声を大事に ・化学物質過敏症への配慮 ・ICT　デジタル化でプリントをなくす ・学校の良さは共感する人との出会い ②子どもたちが、広い場所でのびのび遊べる場所が欲しい。ボールが禁止されたり、発散できない ・自由に遊べる跡地だが、行き帰りに時間がかかる子どもは下校後行かれず、遊べない ・安全に遊ぶための学校の決まりがほしい	① ・小中一貫教育の中で各家庭や各校の独自性とよさが生かされている。同時に、子どもたちの学校生活を充実させる取り組みが足並みそろえて実施されている。 ・ICTの活用で教職員の負担減を図られている。 ②「規制」と「快適な住民生活」のバランスがとられ、安全にのびのびと遊べる環境が整っている。 ③保護者との対話が充実している。	・児童生徒、保護者のニーズを検討し、必要な改革を進める。 ・公園周辺住民の快適な住環境を守りつつ、一律に規制することなくそれぞれの地区の子どもたちがのびのび遊べる環境（公園）をつくる。	現行体制	教育委員会 都市整備課	中	・制服に関しては検討会が設置され、検討中 ・放課後の遊びに関しては現在、小学校に「約束」（きまり）がある。

資料 No.2

令和７年度教育長職務代理者の指名について

杉本　かお里　委員を指名する。

任期：令和７年４月１日から令和８年３月 31 日

資料 No.3

各種委員会委員等について(案)

(令和７年３月 26 日教育委員会議資料)

(敬称略)

委員会の名称	委員名
二宮育英会　理事 （二宮育英会規約により教育長職務代理あて職）	杉本　かお里
二宮育英会　監事	三好　祐太
学校給食センター運営委員会	三好　祐太
都市計画審議会委員	藤原　直彦
県教科用図書選定審議会委員	古正　栄司

資料No.4

二宮町教育委員会表彰要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
（推薦基準） 第３条　規程第2条各号の推薦基準は、次のとおりとする。 (1)　規程第２条第１号に該当するもので、学校教育に関係するもの。 ①　（略） ②　特別教育活動の研究に、大きな業績をあげた学校又は、その中心的役割を果たしたもの ③　学校運営にすぐれた成果をあげたもの ④　児童・生徒で、その行いが、他の児童・生徒の模範となったもの ⑤・⑥　（略） (2)　規程第２条第１号に該当するもので社会教育に関係するもの ①　社会教育に６年以上にわたり尽力し、その功績が顕著な下記の者 （ア）～（オ）（略） （カ）　地域学校協働活動推進員 ②　社会教育委員関係団体として民主的に運営され、かつ会員の資質の向上を図るとともに、６年以上にわたり社会教育の振興に寄与した、次に掲げる団体の役員 （ア）・（イ）（略） (3)　規程第２条第２号に該当するもの ①　児童・生徒については、文化及び各種競技会等において、県大会で３位以上又は関東ブロック大会以上に出場した成績をおさめたものとする。 ②　教育行政に長年にわたり、ボランティアとして活動し、協力してくれたもの ③　町立小中学校及びその他の教育機関に対し、３０万円（現金以外は、全員に関する。）以上の寄付を行ったもの。ただし、二宮町表彰条例により表彰を受けたものを除く ④　その他教育長が必要と認めるもの （表彰の方法及び時期） 第４条　規程第３条及び第４条に定める表彰の方法及び時期は、次の表のとおりとする。	（推薦基準） 第３条　規程第2条各号の推薦基準は、次のとおりとし、人格、識見がともに優れた者であることを必要とする. (1)　規程第２条第１号に該当する者で、学校教育に関係するもの。 ①　（略） ②　特別教育活動の研究に、大きな業績をあげた学校又は、その中心的役割を果たした者 ③　学校運営にすぐれた成果をあげた者 ④　児童・生徒で、その行いが、他の児童・生徒の模範となった者 ⑤・⑥　（略） (2)　規程第２条第１号に該当する者で社会教育に関係するもの ①　社会教育に６年以上にわたり尽力し、その功績が顕著な下記の者 （ア）～（オ）（略） ②　社会教育委員関係団体として民主的に運営され、かつ会員の資質の向上を図るとともに、６年以上にわたり社会教育の振興に寄与した、下記の団体及びその役員 （ア）・（イ）（略） （ウ）　子ども会育成会連絡協議会 (3)　規程第２条第２号に該当する者 ①　児童・生徒については、文化及び各種競技会等において、県大会で３位以上又は関東ブロック大会以上に出場した成績をおさめた者とする。 ②　教育行政に長年にわたり、ボランティアとして活動し、協力してくれた者 ③　町立小中学校及びその他の教育機関に対し、３０万円（現金以外は、全員に関する。）以上の寄付を行った者。ただし、二宮町表彰条例により表彰を受けたものを除く ④　その他教育長が必要と認める者 （表彰の方法及び時期） 第４条　規程第３条及び第４条に定める表彰の方法及び時期は、次の表のとおりとする。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>
<table>
<tr><th>対象者</th><th>表彰の種類</th><th>表彰の時期</th></tr>
<tr><td>下記以外のもの</td><td>教育委員会表彰</td><td>二宮町表彰と同日</td></tr>
<tr><td>第３条第３号①のうち公的機関以外が主催する大会において該当するもの</td><td>教育委員会表彰特別表彰</td><td>教育委員会が別に指定する日</td></tr>
</table>
（感謝状の授与）
第５条　規程第２条に準ずる下記のものに対し、感謝状を授与するものとする。
(1)　(略)
(2)　その他教育長が必要と認めるもの
</td>
<td>
<table>
<tr><th>対象者</th><th>表彰の種類</th><th>表彰の時期</th></tr>
<tr><td>下記以外の者</td><td>教育委員会表彰</td><td>二宮町表彰と同日</td></tr>
<tr><td>第３条第３号①のうち公的機関以外が主催する大会において該当する者</td><td>教育委員会表彰特別表彰</td><td>教育委員会が別に指定する日</td></tr>
</table>
（感謝状の授与）
第５条　規程第２条に準ずる下記の者に対し、感謝状を授与するものとする。
(1)　(略)
(2)　その他教育長が必要と認める者
</td>
</tr>
</table>

資料 No.5

小・中学校健康診断等日程調整会議要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改　正　後	改　正　前
（構成員） 第５条　本会議は、次に掲げる者をもって組織する。 （１）中郡医師会二宮班の代表たる班長及び副班長 （２）中郡医師会二宮班より選出された町立小・中学校校医 （３）二宮町教育委員会教育長 （４）小・中学校の代表たる教頭 （５）小・中学校の代表たる養護教諭 （６）二宮町こども・健康部子育て・健康課長 （７）二宮町こども・健康部子育て・健康課育成相談班長 （８）二宮町教育委員会教育部長 （９）二宮町教育委員会教育部教育総務課長 ２　（略）	（構成員） 第５条　本会議は、次に掲げる者をもって組織する。 （１）中郡医師会二宮班の代表たる班長及び副班長 （２）中郡医師会二宮班より選出された町立小・中学校校医 （３）二宮町教育委員会教育長 （４）小・中学校の代表たる教頭 （５）小・中学校の代表たる養護教諭 （６）二宮町健康福祉部子育て・健康課長 （７）二宮町健康福祉部子育て・健康課育成相談班長 （８）二宮町教育委員会教育部長 （９）二宮町教育委員会教育部教育総務課長 ２　（略）

資料No.6

二宮町通級指導教室ことばの教室（そにっく）の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
（指導状況の報告・記録） 第５条　設置校の校長は、通級している児童の指導状況について、月毎に「ことばの教室（そにっく）指導状況報告書」（別紙４）により、学期毎に個別の指導計画により教育委員会へ報告するものとする。 ２　設置校の校長は、学期末に個別の指導計画を在籍校の校長へ送付するものとする。 ３　在籍校の校長は、設置校の校長より送付された個別の指導計画を児童の小学校児童指導要録と共に保管するとともに、小学校児童指導要録に通級による指導の回数、指導時間数を記載するものとする。 ４　（略） （通級指導の終了） 第６条　設置校の校長は、通級指導を受けている児童について、障害の状態の改善、保護者の申し出、転居その他の理由により、当該指導を受ける必要がなくなったものと判断するときは、「ことばの教室（そにっく）通級指導終了報告書」（別紙５）により、教育委員会へ報告するものとする。 ２　教育委員会は、前項の報告を受けて、その指導を受けさせる必要がないと認めたときは、「ことばの教室（そにっく）通級指導終了通知書」（別紙６）により在籍校の校長に通知するものとし、在籍校の校長は、「ことばの教室（そにっく）通級指導終了通知書」を保護者へ送付するものとする。	（指導状況の報告・記録） 第５条　設置校の校長は、通級している児童の指導状況について、月毎に「ことばの教室（そにっく）指導状況報告書」（別紙４）により、学期毎に「ことばの教室（そにっく）指導要約」（別紙５）により教育委員会へ報告するものとする。 ２　設置校の校長は、学期末に「ことばの教室（そにっく）指導要約」を在籍校の校長へ送付するものとする。 ３　在籍校の校長は、設置校の校長より送付された「ことばの教室（そにっく）指導要約」を児童の小学校児童指導要録と共に保管するとともに、小学校児童指導要録に通級による指導の回数、指導時間数を記載するものとする。 ４　（略） （通級指導の終了） 第６条　設置校の校長は、通級指導を受けている児童について、障害の状態の改善、保護者の申し出、転居その他の理由により、当該指導を受ける必要がなくなったものと判断するときは、「ことばの教室（そにっく）通級指導終了報告書」（別紙６）により、教育委員会へ報告するものとする。 ２　教育委員会は、前項の報告を受けて、その指導を受けさせる必要がないと認めたときは、「ことばの教室（そにっく）通級指導終了通知書」（別紙７）により在籍校の校長に通知するものとし、在籍校の校長は、「ことばの教室（そにっく）通級指導終了通知書」を保護者へ送付するものとする。

改正後

別紙１

通級指導対象となりうる児童の基礎調査票

◎ 観察結果の標記　４ 課題がある　⇒　１ 課題がない

児童氏名		在籍校	二宮町立　　小学校　年　組
学級担任名		担当者名	
面談日時		面談者	

面談・観察の様子（生育歴、家庭・学校での様子、自由会話、自由遊びなど）

該当するであろう項目	ことばの状態	観察結果
１　発音が正しく理解できない 同年齢の子どもたちができる発音が正しくできないため、聞き手にとって、話の内容が理解しにくい	◎「さかな」⇒「タカナ」 ◎「せんせい」⇒「テンテー」 ◎「ブランコ」⇒「ブアンコ」 ◎「とけい」⇒「トテイ」 ◎「つみき」⇒「チュミキ」 ◎「ほん」⇒「オン」	４　３　２　１
２　ことばを伸ばしたり、繰り返したり、つまったりする 「間」の取り方や連続性に問題のある話し方で、この特徴に関心が向きがちだが、話をしなくなることにも注意する	◎ 引き伸ばし「ぼく」⇒「ボーク」 ◎ 繰り返し「ぼく」⇒「ボ、ボ、ボク」 ◎ 詰まり「ぼく」⇒「ブッブッボッボク」 ◎ ことばの言い始めや途中で、次のことばが出てこない状態が見られる。身体を揺すったり、わざと「んーと」「えーと」などのことばを使ったり、ただ黙っていたりする	４　３　２　１
３　早口	◎ 発音が早くなりすぎて、不明瞭。しばしば上記の２に伴っておきる	４　３　２　１
４　話しことばの遅れ	◎ ほとんど話ができない ◎ 言えることばの数が少ない ◎ 話す量が同年齢の子どもと比べ少ない ◎ ことばがつながらない ◎ 単語を羅列したり不完全なことばで話したりする	４　３　２　１
５　声が普通と違う	◎ 極端なしわがれ声 ◎ 極端な鼻声 ◎ 大きすぎたり小さすぎたりする声 ◎ 苦しそうな声 ◎ 甲高い声	４　３　２　１
６　その他	◎ 名前を呼ばれても話し掛けられても返事しないことがある ◎ ことばのことで友だちにからかわれる ◎ 自分のことばを気にしている ◎ 親が子どものことばのことで心配になる ◎ 人前で話そうとしない	４　３　２　１
評価	１　通室が必要 ２　要経過観察 ３　通室不要 ４　その他	備考

改正前

別紙１

通級指導対象となりうる児童の基礎調査票

◎ 観察結果の標記　４ 問題がある　⇒　１ 問題がない

児童氏名		在籍校	二宮町立　　小学校　年　組
学級担任名		担当者名	
面談日時		面談者	

面談・観察の様子（生育歴、家庭・学校での様子、自由会話、自由遊びなど）

該当するであろう項目	ことばの状態	観察結果
１　発音が正しく理解できない 同年齢の子どもたちができる発音が正しくできないため、聞き手にとって、話の内容が理解しにくい	◎「さかな」⇒「タカナ」 ◎「せんせい」⇒「テンテー」 ◎「ブランコ」⇒「ブアンコ」 ◎「とけい」⇒「トテイ」 ◎「つみき」⇒「チュミキ」 ◎「ほん」⇒「オン」	４　３　２　１
２　ことばを伸ばしたり、繰り返したり、つまったりする 「間」の取り方や連続性に問題のある話し方で、この特徴に関心が向きがちだが、話をしなくなることにも注意する	◎ 引き伸ばし「ぼく」⇒「ボーク」 ◎ 繰り返し「ぼく」⇒「ボ、ボ、ボク」 ◎ 詰まり「ぼく」⇒「ブッブッボッボク」 ◎ ことばの言い始めや途中で、次のことばが出てこない状態が見られる。身体を揺すったり、わざと「んーと」「えーと」などのことばを使ったり、ただ黙っていたりする	４　３　２　１
３　早口	◎ 発音が早くなりすぎて、不明瞭。しばしば上記の２に伴っておきる	４　３　２　１
４　話しことばの遅れ	◎ ほとんど話ができない ◎ 言えることばの数が少ない ◎ 話す量が同年齢の子どもと比べ少ない ◎ ことばがつながらない ◎ 単語を羅列したり不完全なことばで話したりする	４　３　２　１
５　声が普通と違う	◎ 極端なしわがれ声 ◎ 極端な鼻声 ◎ 大きすぎたり小さすぎたりする声 ◎ 苦しそうな声 ◎ 甲高い声	４　３　２　１
６　その他	◎ 名前を呼ばれても話し掛けられても返事しないことがある ◎ ことばのことで友だちにからかわれる ◎ 自分のことばを気にしている ◎ 親が子どものことばのことで心配になる ◎ 人前で話そうとしない	４　３　２　１
評価	１　通室が必要 ２　要経過観察 ３　通室不要 ４　その他	備考

改正後	改正前
	別紙５ ことばの教室（そにっく）指導要約 氏名　　学校　第　学年　指導日及び時間帯 指導方針 １学期の指導要約 指導日　合計　回　時間 ２学期の指導要約 指導日　合計　回　時間 ３学期の指導要約 指導日　合計　回　時間

改正後	改正前

別紙５

ことばの教室（そにっく）通級指導終了報告書

年　月　日

二宮町教育委員会教育長　様

二宮町立二宮小学校
学校長
（公印省略）

ことばの教室（そにっく）での通級指導が、次の通り終了しましたので報告します。

児 童 氏 名	
在籍校名・学年	二宮町立　　小学校　第　学年
通級指導期間	年　月　日～　年　月　日
通級指導総時間数	時間
通級指導終了の理由 その他	

別紙６

ことばの教室（そにっく）通級指導終了報告書

年　月　日

二宮町教育委員会教育長　様

二宮町立二宮小学校
学校長
（公印省略）

ことばの教室（そにっく）での通級指導が、次の通り終了しましたので報告します。

児 童 氏 名	
在籍校名・学年	二宮町立　　小学校　第　学年
通級指導期間	年　月　日～　年　月　日
通級指導総時間数	時間
通級指導終了の理由 その他	

改正後	改正前

別紙６

ことばの教室（そにっく）通級指導終了通知書

年　月　日

様

二宮町教育委員会教育長

ことばの教室（そにっく）での通級指導が、次の通り終了しましたので通知致します。

児 童 氏 名	
在籍校・学年	二宮町立　　小学校　第　学年
通級指導期間	年　月　日～　年　月　日
通級指導総時間数	時間

別紙７

ことばの教室（そにっく）通級指導終了通知書

年　月　日

様

二宮町教育委員会教育長

ことばの教室（そにっく）での通級指導が、次の通り終了しましたので通知致します。

児 童 氏 名	
在籍校・学年	二宮町立　　小学校　第　学年
通級指導期間	年　月　日～　年　月　日
通級指導総時間数	時間

資料No.7

二宮町児童生徒安全対策協議会設置要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
（組織） 第３条　（略） ２　協議会員は、次の各号に掲げる組織・団体等からの代表（推薦）者もしくはその職にある者をもって組織する。 （１）　地区長連絡協議会 （２）　各小中学校ＰＴＡ （３）　防犯指導員 （４）　学校安全活動協力団体 （５）　大磯警察署 （６）　各小中学校教頭 （７）　二宮町町民部防災安全課長 （８）　二宮町都市部都市整備課長 （９）　二宮町教育委員会教育長 ３　（略）	（組織） 第３条　（略） ２　協議会員は、次の各号に掲げる組織・団体等からの代表（推薦）者もしくはその職にある者をもって組織する。 （１）　地区長連絡協議会 （２）　各小中学校ＰＴＡ （３）　防犯指導員 （４）　学校安全活動協力団体 （５）　大磯警察署 （６）　各小中学校教頭 （７）　二宮町総務部防災安全課長 （８）　二宮町都市部都市整備課長 （９）　二宮町教育委員会教育長 ３　（略）

資料No.8

二宮町教職員授業力向上研究補助金交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
（交付基準） 第３条　この補助金は、１校につき70,000円を限度とする。 ２　（略） ３　（略）	（交付基準） 第３条　この補助金は、１校につき40,000円を限度とする。 ２　（略） ３　（略）

資料No.9

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
（指導状況の報告及び記録） 第８条　校長は、学期毎に二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」学期末指導状況報告書（第５号様式）及び個別の指導計画により通級児童の指導状況、指導内容等について教育長に報告をするものとする。 ２　校長は、通級児童の小学校児童指導要録に通級による指導時間数等を記載し、個別の指導計画を小学校児童指導要録と共に保管するものとする。 （通級による指導の終了） 第９条　校長は、通級児童について、状況の改善、保護者の申し出、転出等の理由により、通級による指導を受ける必要がなくなったと判断する場合は、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」における通級指導の終了について（報告）（第６号様式）により、教育長へ報告するものとする。 ２　教育長は、前項の報告を受けて、通級児童について、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」における通級指導の終了について（通知）（第７号様式）により、校長を通じて保護者へ通知するものとする。	（指導状況の報告及び記録） 第８条　校長は、学期毎に二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」学期末指導状況報告書兼指導要約総括表（第５号様式）及び二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」学期末指導要約個票（第６号様式）により通級児童の指導状況、指導内容等について教育長に報告をするものとする。 ２　校長は、通級児童の小学校児童指導要録に通級による指導時間数等を記載し、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」学期末指導要約個票を小学校児童指導要録と共に保管するものとする。 （通級による指導の終了） 第９条　校長は、通級児童について、状況の改善、保護者の申し出、転出等の理由により、通級による指導を受ける必要がなくなったと判断する場合は、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」における通級指導の終了について（報告）（第７号様式）により、教育長へ報告するものとする。 ２　教育長は、前項の報告を受けて、通級児童について、通級による指導を行う必要がないと認めるときは、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」における通級指導の終了について（通知）（第８号様式）により、校長を通じて保護者へ通知するものとする。

改正後

第５号様式（第８条関係）

年　月　日

二宮町教育委員会教育長　殿

二宮町立　　学校
学校長

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」
学期末指導状況報告書

令和（　）年度（　）学期末の指導状況を次の通り報告します。

No.	児童名	学年	指導継続	備考
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	

※個別の指導計画を添付して報告すること。

改正前

第５号様式（第８条関係）

年　月　日

二宮町教育委員会教育長　殿

二宮町立　　学校
学校長

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」
学期末指導状況報告書兼指導要約総括表

令和（　）年度（　）学期末の指導状況を次の通り報告します。

No.	児童名	学年	指導継続	備考
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	
			継続・終了	

※第６号様式を添付して報告すること。

改正後

第６号様式（第９条関係）

年　月　日

二宮町教育委員会教育長　殿

二宮町立　　学校
学校長

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」における通級指導の
終了について（報告）

このことについて、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」の設置及び運営に関する要綱第９条第１項の規定により報告します。

学年	
児童名	
保護者名	
通級指導期間	年　月　日　～　年　月　日
校内教育支援委員会の意見 （※）	

※転学等による通級指導の終了の場合は、その旨記載する。

改正前

第６号様式（第８条関係）

二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」学期末指導要約個票

学校名		学年		児童名	
１学期					
	指導日				
２学期					
	指導日				
３学期					
	指導日				

改正後	改正前
	第７号様式（第９条関係） 年　月　日 二宮町教育委員会教育長　殿 二宮町立　　学校 学校長 二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」における通級指導の 終了について（報告） このことについて、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」の設置及び運営に関する要綱第９条第１項の規定により報告します。 学年 児童名 保護者名 校内教育支援委員会の意見（※） ※転学等による通級指導の終了の場合は、その旨記載する。

改正後	改正前
第７号様式（第９条関係） 年　月　日 保護者　様 二宮町教育委員会教育長 二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」における通級指導の 終了について（通知） このことについて、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」の設置及び運営に関する要綱第９条第２項の規定により通級指導を終了することを通知します。 学年 児童名 備考	第８号様式（第９条関係） 年　月　日 保護者　様 二宮町教育委員会教育長 二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」における通級指導の 終了について（通知） このことについて、二宮町通級指導教室「まなびの教室（リエゾン）」の設置及び運営に関する要綱第９条第２項の規定により通級指導を終了することを通知します。 学年 児童名 備考

資料No.10

二宮町ジュニアリーダー養成研修会補助金交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
二宮町青少年指導員連絡協議会活動補助金交付要綱 （趣旨） 第１条　町長は、青少年の健全育成を目的として活動する二宮町青少年指導員連絡協議会が行う青少年の健全育成にかかる事業に要する経費に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。 （交付基準） 第３条　この補助金は、次の各号に掲げる基準により交付するものとする。 （１）　（略） （２）　（略）	二宮町ジュニアリーダー養成研修会補助金交付要綱 （趣旨） 第１条　町長は、青少年の健全育成を図り、地域の子ども達のリーダーを目指す人材を養成することを目的として開催される二宮町ジュニアリーダー養成研修会に要する運営を行う二宮町青少年指導員連絡協議会に対し、二宮町補助金交付規則（平成30年二宮町規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関して、この要綱を定める。 （交付基準） 第３条　この補助金は、次の各号に掲げる基準により交付するものとする。 （１）　（略） （２）　補助限度額　240,000円 （３）　（略） （４）　補助対象期間　３年まで（ただし、審査のうえ更新することができる。）

資料No.11

二宮町子ども会補助金交付要綱を廃止する要綱

二宮町子ども会補助金交付要綱は、廃止する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

資料No.12

二宮町子ども野外研修補助金交付要綱を廃止する要綱

二宮町子ども野外研修補助金交付要綱は、廃止する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

資料No.13

二宮町スポーツ協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後

（補助対象事業等）

第２条　補助金の対象となる事業、経費及び基準額は、スポーツ協会が前条の目的で行う事業費で、別表に定めるとおりとする。

別表（第２条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象基準額
スポーツ協会が実施する研修事業	報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料 備品購入費	実際に要した費用又は100,000円のいずれか低い額
町民のスポーツ振興に寄与するイベント事業	報償費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 保険料 使用料及び賃借料 備品購入費	実際に要した費用又は200,000円のいずれか低い額
町のスポーツ振興及び発展への功績が顕著な者の表彰に関する事業	報償費 消耗品費 印刷製本費	実際に要した費用 ※対象者１人あたり10,000円以内の記念品の購入に要する経費

改正前

（補助対象経費及び補助対象基準額）

第２条　補助金の対象となる経費及び基準額は、スポーツ協会が前条の目的で行う事業費で、別表第１及び別表第２に定めるとおりとする。

別表第１（第２条関係）

補助対象経費	補助対象基準額
スポーツ協会が実施する研修に関する経費	実際に要した費用又は 100,000円のいずれか低い額
町民のスポーツ振興に寄与するイベント開催に関する経費	実際に要した費用又は 200,000円のいずれか低い額
町のスポーツ振興及び発展への功績が顕著な者の表彰記念品に関する経費	実際に要した費用 ※対象者１人あたり10,000円以内の記念品の購入に要する経費
町民へのスポーツ振興を目的とした、町内のスポーツ団体の育成に関する経費	実際に要した費用 ※算定基準は、別表第２のとおりとする。
二宮町体育祭役員協力謝礼	実際に要した費用又は 50,000円のいずれか低い額 ※協力者1人あたり1,000円以内
神奈川県スポーツ協会分担金	実際に要した費用

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>町民のスポーツ振興を目的とした加盟団体体験会（二宮町教育委員会の後援名義使用等の承認を受け、町広報及び町公式ＬＩＮＥ等で広く周知を図り、団体への入会を促進する体験会に限る。）に関する事業</td><td>報償費
消耗品費
印刷製本費
通信運搬費
保険料
使用料及び賃借料
備品購入費</td><td>体験会１回の開催につき、実際に要した費用又は20,000円のいずれか低い額
※各団体年間２回以内</td></tr>
<tr><td>神奈川県スポーツ協会分担金</td><td>負担金</td><td>実際に要した費用</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第２（第２条関係）
算定基準表
<table>
<tr><th>団体会員数</th><th>団体規模分①</th><th>団体会員数分②</th><th>①+②交付額</th></tr>
<tr><td>～10人</td><td>10,000円</td><td rowspan="17">500円×人数</td><td rowspan="17">助成金交付額</td></tr>
<tr><td>11人～20人</td><td>10,500円</td></tr>
<tr><td>21人～30人</td><td>11,000円</td></tr>
<tr><td>31人～40人</td><td>11,500円</td></tr>
<tr><td>41人～50人</td><td>12,000円</td></tr>
<tr><td>51人～60人</td><td>12,500円</td></tr>
<tr><td>61人～70人</td><td>13,000円</td></tr>
<tr><td>71人～80人</td><td>13,500円</td></tr>
<tr><td>81人～90人</td><td>14,000円</td></tr>
<tr><td>91人～100人</td><td>14,500円</td></tr>
<tr><td>101人～110人</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>111人～120人</td><td>15,500円</td></tr>
<tr><td>121人～130人</td><td>16,000円</td></tr>
<tr><td>131人～140人</td><td>16,500円</td></tr>
<tr><td>141人～150人</td><td>17,000円</td></tr>
<tr><td>151人～160人</td><td>17,500円</td></tr>
<tr><td>161人～170人</td><td>18,000円</td></tr>
<tr><td>171人～180人</td><td>18,500円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>181人～190人</td><td>19,000円</td><td rowspan="12"></td><td rowspan="12"></td></tr>
<tr><td>191人～200人</td><td>19,500円</td></tr>
<tr><td>201人～210人</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td>211人～220人</td><td>20,500円</td></tr>
<tr><td>221人～230人</td><td>21,000円</td></tr>
<tr><td>231人～240人</td><td>21,500円</td></tr>
<tr><td>241人～250人</td><td>22,000円</td></tr>
<tr><td>251人～260人</td><td>22,500円</td></tr>
<tr><td>261人～270人</td><td>23,000円</td></tr>
<tr><td>271人～280人</td><td>23,500円</td></tr>
<tr><td>281人～290人</td><td>24,000円</td></tr>
<tr><td>291人～300人</td><td>24,500円</td></tr>
</table>
１　別表第１に規定する、町内のスポーツ団体の育成に関する経費の算定基準は、団体の会員数に応じ、団体規模分①を基礎額とし、団体会員数分②を合算した額とする。
２　団体会員数分②は、団体現況届（毎年４月１日時点）による人数とする。
</td></tr>
</table>

資料 No.14

教育相談および教育支援室の状況（令和６年度実績）

令和７年２月２８日現在

教育相談

（１）活動別の状況（令和６年４月～令和７年２月２８日）

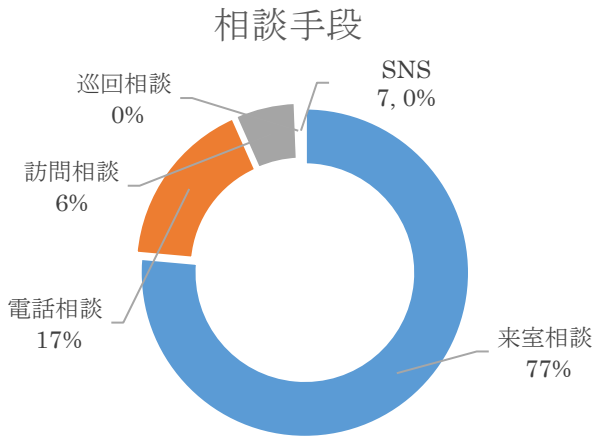

（２）相談内容（令和６年４月～令和７年２月２８日）

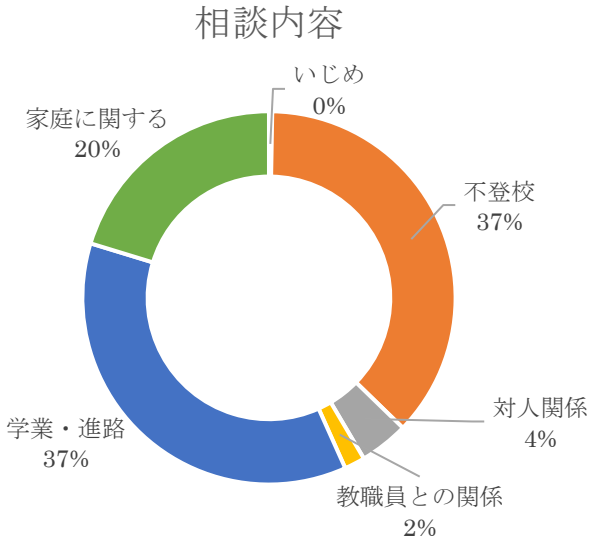

【相談手段と内容の件数】令和７年２月末現在

	来室・来校	電話	訪問	巡回	SNS	合計	昨年度差
いじめ	5	0	0	0	0	5	-20
不登校	409	209	37	0	7	662	130
対人関係	61	6	9	0	0	76	32
教職員との関係	32	0	0	0	0	32	1
学業・進路	596	35	17	4	0	652	430
家庭に関する	265	53	45	0	0	363	138
計	1368	303	108	4	7	1790	711

【内容】

昨年度と比べて相談件数が大幅に増加した。不登校や学業・進路に関する相談内容が多く、次に家庭に関する相談内容が多くなっている。特に、学業・進路に関する相談は昨年度と比べて大幅に増えている。一方、いじめに関する相談は昨年度と比べて減少している。

【方法】

来校、来室による相談の割合が多い。また、ケースに応じて、教職員や専門職による訪問支援も実施している

【不登校児童生徒数の推移】

年度	小学校 不登校児童数(人)	中学校 不登校生徒数(人)	小中学校 合計（人）
平成 30 年度	8	19	27
令和元年度	15	21	26
令和２年度	19	32	51
令和３年度	18	37	55
令和４年度	32	54	86
令和５年度	44	60	104

※問題行動・不登校等調査より

【令和６年度の不登校児童生徒数】（令和６年４月～12 月現在）

校種	不登校児童生徒数（人）
小学校	47
中学校	45
全体	92

※二宮町教育委員会調査より

教育支援室

（１）令和６年度通室状況（令和７年３月１４日現在）

	本通室		体験通室		見学		
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	合計
小学生	2	0	2	3	1	0	8
中学生	0	0	0	1	3	2	6
合計	2	0	2	4	4	2	14

（２）令和６年度の取り組み

月	教育支援室の主な活動	学校との連携	保護者との連携
4	○野菜栽培(土づくり) ○ALT 外国語	○各種健康診断参加指導	
5	○校外学習（足柄ふれあいの村） ○野菜栽培（トマト・ナス・サツマイモ）	○体育祭参加指導 ○運動会参加指導	
6	○野菜栽培 ○校外学習（図書館）	○期末テスト参加指導 ○修学旅行参加指導	
7	~~○大磯町教育支援室と交流会~~ ○野菜収穫 ○校外学習（自然塾）	○やまびこ連絡会 ○終業式参加指導 ○進路指導（～3 月）	○保護者個別面談
8	○２学期の準備通室（夏季休業中５日間）		
9	○植物栽培（日日草）	○始業式参加指導	
10	○校外学習(足柄ふれあいの村デイキャンプ) ○ハロウィンパーティー	○文化祭参加指導 ○期末テスト参加指導	
11	○植物栽培（菜の花・チューリップ） ○ALT 外国語 ○やまびこ校外学習体験会（自然塾）兼 大磯町教育支援室と交流	○期末テスト参加指導	
12	○校外学習（星槎学園） ○クリスマス会兼調理実習	○やまびこ連絡会 ○終業式参加指導	○保護者個別面談
1	○書初め ○調理実習	○始業式参加指導 ○学年末テスト参加指導 ○卒業アルバム文集の指導	
2	○校外学習（小田原方面） ○ALT 外国語 ○節分	○学年末テスト参加指導	
3	○校外学習（自然塾） ○お別れ会兼調理実習	○やまびこ連絡会 ○卒業式・修了式参加指導	○保護者個別面談

※上記以外に、月に１回、武道館で体を動かす日を設けた。

1. 不登校の早期発見・早期対応

○長期欠席者の把握

各学校からの長期欠席者報告書を毎月確認し、気になる児童生徒については、学校の先生や関係機関と密に連携を取り、電話や訪問による情報共有を通じて、早期に適切な支援策を検討・実施。

○やまびこ校外学習体験会

学校や、やまびこにつながっていない児童生徒を対象に実施。子どもたちが家から外に出るきっかけの一つとなり、また、保護者の悩みなどを直接うかがえる良い機会になった。しかし、そこからやまびこ通室につながった子どもはいなかったので、継続支援につなげるための更なる工夫が必要である。

2. 通室生への指導の充実

○個々のペースに合わせた支援

定期的に通室生と面談を行っている心理教育相談員や学校と、こまめに支援方法を検討し、一人ひとりの段階に合った支援を行った。また、月に１回のスタッフ会議で支援方法の検討を行い、きめ細かい支援につなげることができた。

○体験活動の充実・フリースクール等との連携

一人ひとりに身につけさせたい力や、子どもたちの興味関心に合わせて、様々な体験活動を取り入れた。今年度は運動が得意な児童生徒が多かったため、武道館を借りて体を思いきり動かす日を設けたほか、自然塾との連携により、焚火でご飯を炊く活動など、教室内ではできない活動を実施。

○ICTの活用

学習に対して抵抗感を持つ児童生徒が多い状況に対し、タブレットを活用した学習支援を実施。短時間での利用ではあったが、従来のプリント学習と比較して、学習への取り組みやすさが見られた。

○関係機関との連携

月に一度、子どもと心理教育相談員が面談を実施し、支援方法が適切であるか慎重に検討した。必要に応じて、保健センターやスクールソーシャルワーカーと情報共有し面談を実施した。

3. 保護者理解と支援

○学期ごとの面談

年に３回、専任と保護者の個別面談を行った。保護者の不安や悩みに耳を傾け、寄り添いながら子どもへの支援方法を共に検討した。

○援助職との連携

専任との面談だけでなく、心理教育相談員による定期的な面談や、必要時にスクールソーシャルワーカーとの面談を実施。保護者の思いや悩みを複数で受けとめることができ、保護者の心の安定だけでなく、保護者が必要とする支援を受けられるための機関の紹介など的確な保護者支援を行うことができた。

○信頼関係の構築

日頃子どもたちが教育支援室でどのように過ごしているかを電話や送迎時にお伝えした。こうした小さなつながりがきっかけとなり、保護者から悩みや不安などの相談が増え、信頼関係を築くことができた。また、やまびこ専用のLINEを連絡手段として導入したことで、電話では相談しづらい悩みをもった保護者の方々も、気軽に相談していただけるようになったと感じる。

資料No.15

令和7年度　教育委員会議定例会等開催予定日

月日・曜日	場所	午前の予定（9:30～）	給食試食	午後の予定
4月24日　（木）	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		
5月29日　（木）	2Aクラブ室	教育委員会議定例会	○	総合教育会議
5月30日　（金）				関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会
6月27日　（金）	3Bクラブ室	教育委員会議定例会	○	山西小学校学校訪問
7月24日　（木）	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		
8月29日　（金）	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		総合教育会議
9月26日　（金）	3Bクラブ室	教育委員会議定例会	○	二宮小学校学校訪問
10月31日　（金）	2Aクラブ室	教育委員会議定例会	○	二宮中学校学校訪問
11月7日　（金）				一色小学校学校訪問
11月27日　（木）	2Aクラブ室	教育委員会議定例会	○	二宮西中学校学校訪問
12月19日　（金）	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		
1月30日　（金）	2Aクラブ室	教育委員会議定例会	○	総合教育会議
2月20日　（金）	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		
3月27日　（金）	2Aクラブ室	教育委員会議定例会		

令和6年度学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査

資料No.16

※「体罰等」とは、「体罰及び不適切な指導」のことをいう。

取扱い注意

（令和7年1月実施）　（件）

	児童生徒数（名）	提出数	提出率	*無効	自分が体罰等を受けた	友達が体罰等を受けているのを見た	体罰等以外の事案	自由記述のみ	要調査（体罰等以外の事案も含む）	体罰等
二宮小	656	1	0.2	1	0	0	0	0	0	0
一色小	164	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
山西小	315	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
小学校計	1135	1	0.1	1	0	0	0	0	0	0
二宮中	363	1	0.3	0	1	1	0	0	1	1
二宮西中	217	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
中学校計	580	1	0.2	0	1	1	0	0	1	1
小中学校計	1715	2	0.1	1	1	1	0	0	1	1

*無効＝「体罰等を受けたことも、見たこともない」にも拘わらず、提出されたもの

資料 No.17

神奈川県

令和7年3月 28 日
記者発表資料

神奈川の教員の働き方改革の加速化を宣言しました！

県教育委員会は、県域の市町村教育委員会と共同で「神奈川の教員の働き方改革加速化宣言」を行いました。また、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を改定し、県と県域の市町村共通の数値目標や重点取組を定めました。
県教育委員会は、子どもたちへのより良い教育を実現するため、市町村教育委員会と一体となって、教員の働き方改革を強力に進めていきます。

1　宣言の内容

添付資料1のとおり

（添付資料1）　神奈川の教員の働き方改革加速化宣言

2　改定指針の概要

(1) 対象期間

令和 11 年度までの概ね5年とする。ただし、令和7年度から9年度までの3年間を「重点改革期間」に設定し、市町村への強力な支援などにより、目標の早期達成を目指す。

(2) 目標

ア　長時間勤務の是正

・時間外在校等時間　月45時間超の教員の割合　0%

・時間外在校等時間　年360時間超の教員の割合　0%

イ　ウェルビーイングの向上

・「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合　80%以上

・「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合　80%以上

※詳細は、添付資料2参照

（添付資料2）　神奈川の教員の働き方改革に関する指針

なお、加速化宣言や働き方改革の取組については、PTA団体からも応援いただいています。

問合せ先

神奈川県教育委員会教育局行政部教職員企画課
課長　野村　電話 045-210-8130
企画労務グループ　河合　電話 045-210-8138

（案）

神奈川の教員の働き方改革加速化宣言

県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、これまでも教員の働き方改革に取り組んできましたが、学校では依然として、長時間勤務の教員が多く、その是正が大きな課題となっています。

子どもたちにより良い教育を提供するためには、教員の業務負担を軽減するとともに、教員のウェルビーイングを向上させる必要があります。

そこで、県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、神奈川の教員の働き方改革に関する指針のもと一体となって、働き方改革の取組を加速化させていくことを、ここに宣言します。

令和７年３月 28 日

神奈川県教育委員会

県域※の市町村教育委員会

※ 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村の 30 市町村

（案）

「神奈川の教員の働き方改革加速化宣言」について（コメント）

本日、県教育委員会と県域の市町村教育委員会が「神奈川の教員の働き方改革加速化宣言」を行いました。

ＰＴＡは、教員の心身の健康やウェルビーイングを確保することで、子どもたちにより良い教育を提供するという、この宣言の趣旨に賛同しており、今後の県教育委員会及び県域の市町村教育委員会における働き方改革の取組を応援し、必要な協力をしてまいります。

令和７年３月 28 日

神奈川県ＰＴＡ協議会
横須賀市ＰＴＡ協議会
神奈川県立高等学校ＰＴＡ連合会
神奈川県盲学校ＰＴＡ連合会
神奈川県聾学校ＰＴＡ連合会
神奈川県特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会
神奈川県特別支援学校肢体不自由校 PTA 連合会

神奈川県
教育委員会

神奈川の教員の働き方改革に関する指針（案）

令和７年３月 改定

改定の経緯

県教育委員会は、令和元年に、「持続可能な学校運営と神奈川の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う」ことを目的に、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。

その中で、
①時間外在校等時間の縮減（月45時間上限など）
②年次休暇一人あたり年平均取得日数15日以上及び
　学校閉庁日５日間の設定
③「神奈川県の学校部活動に関する方針」の遵守
　　（部活動休養日を週あたり２日以上等）
の目標を掲げ、教員をサポートする外部人材の活用など、働き方改革の取組を進めてきました。

その結果、②、③の目標については概ね達成しましたが、①については一定の改善はみられるものの、依然として、月45時間を超える時間外勤務を行っている教員が多い実態があります。

令和５年度　時間外在校等時間の状況

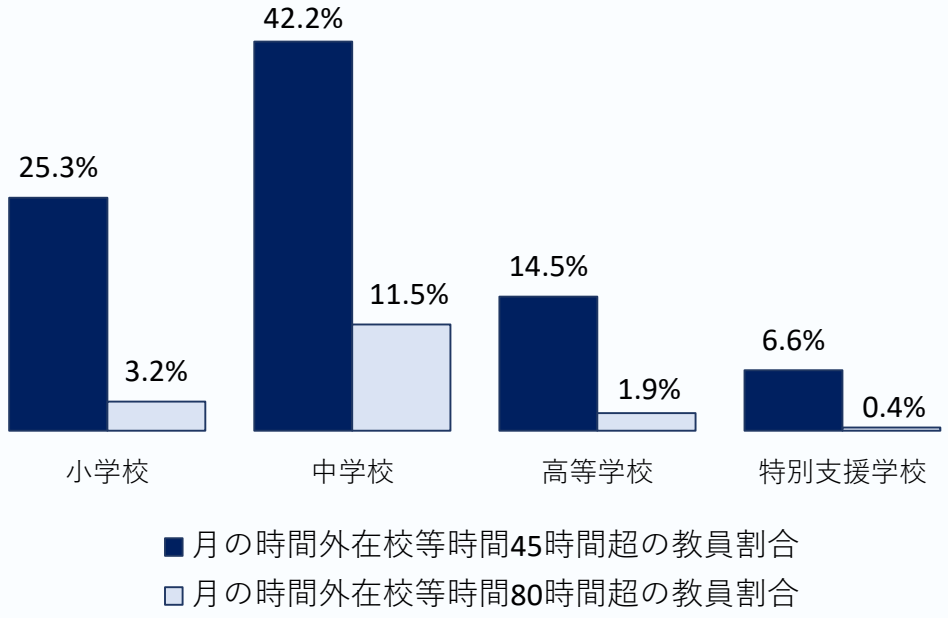

そこで、指針策定から概ね５年が経過した中、改めて、県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、働き方改革を加速させるため、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を改定し、子どもたちへのより良い教育を実現していきます。

1　指針の性格と対象期間

本指針では、教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や、取組の方向性を示しています。

県教育委員会は、指針に基づき、県立学校における働き方改革を推進します。
県域の市町村立学校における働き方改革は、当該市町村教育委員会が推進し、県教育委員会はその取組を支援します。

指針の対象期間は、令和11年度までの概ね５年とします。
ただし、令和７年度から９年度までの３年間を「重点改革期間」に設定し、市町村への強力な支援などにより、目標の早期達成を目指します。

2　目標

教員の「長時間勤務の是正」とともに「ウェルビーイング※の向上」を図るため、次のとおり県・市町村教育委員会共通の目標を設定します。

長時間勤務の是正

在校等時間の把握を徹底し、時間外在校等時間を縮減します。

【目標】

時間外在校等時間	月45時間超の教員の割合	**０％**
	年360時間超の教員の割合	**０％**

ウェルビーイングの向上

働きやすさと働きがいの両立を目指します。

【目標】

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合	**80%以上**
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合	**80%以上**

※　ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良い状態にあることをいいます。

3　目標達成に向けた取組

目標達成に向けて、次の体系により取組を進めます。
なお、国等の新たな動きなどにより、必要な見直しを行う場合があります。

教員が本来業務に注力できる環境づくり

業務の削減・見直し

- 学校への調査・照会の削減
- 学校行事等の見直し、効率化
- 部活動に関する方針の遵守
- 勤務時間外の電話への自動音声応答の導入

チームで支える学校づくりの推進

- 外部人材の活用による教員の業務負担の軽減（業務アシスタント、スクール・サポート・スタッフなど）
- 外部人材の活用による困難を抱える子どもへの支援（スクールカウンセラーなど）

教員の業務の明確化

- 学校と保護者・地域との役割分担（コミュニティ・スクールの活用等）

働き方改革の実効性を高める環境づくり

意識・風土の改善

- 教員の働き方改革に対する意識の醸成
- 完全退勤時間の設定・遵守
- 学校閉庁日の遵守
- 会議等の見直し、効率化

現場の声を踏まえたＰＤＣＡサイクルの構築

- 働き方改革に関する教員の声を聞く仕組みづくり
- 教育委員会における取組状況の見える化

質の高い教員の確保

- 教員採用試験の見直し
- 教員の配置定数の改善について国に要望

働きやすい職場環境づくり

校務ＤＸの加速化

- 様々な校務へのＤＸの導入（保護者との連絡、テストの採点等）
- 外部人材の活用によるＩＣＴ支援

快適に仕事ができる勤務環境の整備

- 職員室などのオフィス環境の改善整備
- 年次休暇等の取得促進

教員がいきいきと活躍できる環境づくり

組織的な支援体制の充実

- 通話の録音機能導入による相談等の的確な把握
- 保護者等の相談窓口の設置
- 教員のメンタルヘルス対策の充実
- 校長によるマネジメントの強化

教員の処遇改善

- 教員の処遇改善について国に要望

※　●は主な取組

4　県・市町村教育委員会の重点取組

目標達成に向けた取組のうち、本指針の対象期間における重点取組として、次の事項に県・市町村教育委員会が共同して取り組みます。

業務の削減・見直し

○　全ての教員に、働き方についての意識改革を促すとともに、保護者や地域に、教員の働き方改革への理解、協力を促します。

○　学校に対する調査や照会を削減します。

○　運動会や学芸会など、学校行事について見直しや効率化など、精選を図ります。

○　勤務時間外の電話に対して、自動音声による応答を実施します。

○　職員会議など、各種会議について見直し、縮減や合理化を徹底します。

○　部活動指導員など、外部人材の拡充を図ります。

○　中学校における部活動の地域移行や地域連携を推進します。

校務ＤＸの加速化

○　学校と保護者との連絡手段をＩＣＴ化するなど、校務DXにより業務の効率化を進めます。

組織的な支援体制の充実

○　保護者等からの困難な要望に、学校と教育委員会が連携して対応します。

○　校長の役割に働き方改革を位置づけ、その推進を強化します。

○　教員の配置定数や外部人材の拡充などについて、県・市町村教育委員会が共同して国に要望します。

ＰＤＣＡサイクルの構築

○　県・市町村教育委員会が共同して、毎年度、目標の進捗管理を実施し、公表します。また、PTA団体等に進捗状況を説明し、意見交換を実施します。

○　教員から業務改善提案を受け付ける仕組みを構築します。

参考

県教育委員会が行う具体的な取組

県教育委員会は、外部人材の積極的な活用など、これまで行ってきた働き方改革の取組に加え、指針に基づき、新たに次の取組を行います。
特に、重点改革期間に限って特例的に行う「働き方改革加速化補助金」により、県域の市町村教育委員会の取組を強力に支援します。

1 働き方改革加速化宣言　県・市町村

県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、教員の働き方改革を加速させることを、保護者や地域等に宣言し、理解と協力を促します。

2 教員の意見を聞く仕組みの構築　県・市町村

教員の働き方改革を実効性あるものとするため、県立学校において実施している意識調査を市町村立学校においても実施するなど、当事者である教員の意見を聞く仕組みを構築します。

3 メンタルヘルス対策の充実　県・市町村

教員のメンタルヘルス対策を進めるため、県立学校に臨床心理士を派遣するほか、県域の市町村立学校の教員も研修に参加でき、重点改革期間中は精神科医に相談できる体制を整備するなど、市町村の取組を支援します。

4 働き方改革加速化補助金の創設　市町村

県域の市町村立学校における働き方改革を進めるため、重点改革期間中に市町村教育委員会が行う取組について、臨時的・特例的な措置として、「市町村立学校働き方改革加速化補助金」を創設し、強力に支援します。

5 市町村立学校の教科担任制の推進等　市町村

小学校における教科担任制の推進や、小学校における35人以下学級の拡大等を進めるとともに、教頭マネジメント支援員などの支援スタッフを配置し、指導・運営体制を充実させます。

6 中学校における部活動の地域移行・地域連携の推進　市町村

生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、教員の働き方改革を推進するため、部活動の地域移行・地域連携を推進します。

7 県立学校勤務時間管理システムの改修 県

客観的勤務時間の把握を徹底するとともに、時間外在校等時間が規則上限を超えた場合に、該当職員に対して注意喚起等を行えるようにするため、勤務時間管理システムを改修します。

8 校務ＤＸの加速化 県

新たに次のシステムを開発することにより、校務ＤＸを加速化し、業務の効率化を推進します。

○　学校と保護者との間の迅速な連絡・情報共有を図るため、学校・家庭連絡システムの導入に向けた開発を行います。

○　高等学校等における教員の定期テスト等の採点業務の効率化を図るため、採点システムの導入に向けた開発を行います。

○　校務を効率化するための統合型校務支援システムについて、特別支援学校での導入に向けた開発を行います。

○　教員の情報共有手段であるグループウェアシステム等の再構築に向けて、計画を策定します。

9 ＩＣＴ支援の充実 県

教員のＩＣＴ活用の充実を図るため、県立学校にＩＣＴ支援員を引き続き配置するとともに、より高度なＩＣＴの専門知識を有する人材を新たに配置します。また、教員が利用するネットワーク、パソコン、システム等に関する問合せ対応やネットワーク障害発生時の一部対応作業を行うヘルプデスクを設置します。

10 通話録音機能／自動音声応答機能付き電話の導入 県

保護者・地域からの相談等を的確に把握するため、勤務時間内の通話録音機能を導入します。また、教員の長時間勤務を是正するため、勤務時間外の自動音声応答を導入します。

11 学校問題の解決に向けた支援窓口の設置 県

学校と保護者・地域住民との間で生じた困難な問題について、円滑な解決を図るため、学校問題解決支援窓口（仮称）を県教育委員会内に設置します。

12 オフィス環境の改善 県

働きやすい職場環境を実現するため、職員室等のオフィス環境を改善します。

令和７年３月、県教育委員会と県域の市町村教育委員会は、共同で働き方改革の加速化を宣言しました。

神奈川の教員の働き方改革加速化宣言

県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、これまでも教員の働き方改革に取り組んできましたが、学校では依然として、長時間勤務の教員が多く、その是正が大きな課題となっています。

子どもたちにより良い教育を提供するためには、教員の業務負担を軽減するとともに、教員のウェルビーイングを向上させる必要があります。

そこで、県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、神奈川の教員の働き方改革に関する指針のもと一体となって、働き方改革の取組を加速化させていくことを、ここに宣言します。

令和７年３月28日

神奈川県教育委員会
県域※の市町村教育委員会

※　横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村の30市町村

神奈川の教員の働き方改革について、県のホームページに掲載しています。
URL:http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/cnt/f537530/index.html

神奈川　教員　働き方改革　検索

神奈川県
教育委員会教育局行政部教職員企画課
〒231-8588　横浜市中区日本大通１　電話(045)210-8138（直通）

学校の働き方改革にご協力をお願いします

学校では依然として長時間勤務の教員が多く、その是正が課題となっています。

子どもたちにより良い教育を行うためには、教員の業務負担を軽減させ、**児童・生徒と向き合う時間を確保**する必要があります。

そのため、県及び市町村教育委員会は、学校の働き方改革を進めてまいりますので、**保護者・地域の皆様にも、ぜひご理解、ご協力をお願いいたします。**

1　運動会・体育祭や学芸会・文化祭などの学校行事は、その教育目的を踏まえながら、必要に応じ規模の縮小や時間短縮等を行う場合があります。

2　部活動は引き続き、平日１日、週休日１日以上の休養日を設けます。
また、休日の部活動、試合の引率などは、教員ではなく部活動指導員が行う場合があります。

3　学校閉庁日や夜間・休日など勤務時間外における学校への電話は、ご遠慮ください。事件・事故など緊急の場合は、警察や消防等関係機関へご連絡をお願いします。

4　スマートフォンなどでのＳＮＳを通じたトラブルが発生しています。
改めて、その適切な使用について、ご家庭で話し合ってください。

5　放課後や夜間などの見回り、児童・生徒の補導対応などに、教員があたる場合もありましたが、極力、地域や保護者の皆様のご対応をお願いします。

6　お祭りなどの地域行事に教員の協力を求めている場合は、地域の実態を踏まえつつ、できる限り見直しをお願いします。

このほか、学校における対応が、これまでと異なる場合も出てきますが、なにとぞご理解・ご協力をお願いいたします。

（問合せ先）神奈川県教育委員会　教職員企画課　０４５－２１０－８１３８
○○市教育委員会　○○○○課　×××－×××－××××

令和７年３月に県教育委員会と県域の市町村教育委員会が共同で働き方改革の加速化を宣言しました。

神奈川の教員の働き方改革加速化宣言（令和７年３月28日）

県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、これまでも教員の働き方改革に取り組んできましたが、学校では依然として、長時間勤務の教員が多く、その是正が大きな課題となっています。

子どもたちにより良い教育を提供するためには、教員の業務負担を軽減するとともに、教員のウェルビーイングを向上させる必要があります。

そこで、県教育委員会及び県域の市町村教育委員会は、神奈川の教員の働き方改革に関する指針のもと一体となって、働き方改革の取組を加速化させていくことを、ここに宣言します。

神奈川県教育委員会
県域の市町村教育委員会

「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」
（県ホームページのリンク）

ＰＴＡ協議会等からも学校の働き方改革について、応援をいただいています

ＰＴＡは、子どもたちにより良い教育を提供することを目的とする、学校の働き方改革の取組を応援しています。ＰＴＡからも、県・市町村の働き方改革の取組について、保護者・地域の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

※　神奈川県ＰＴＡ協議会、横須賀市ＰＴＡ協議会、神奈川県立高等学校ＰＴＡ連合会、神奈川県盲学校ＰＴＡ連合会、神奈川県聾学校ＰＴＡ連合会、神奈川県特別支援学校知的障害教育校ＰＴＡ連合会、神奈川県特別支援学校肢体不自由校ＰＴＡ連合会

令和７年４月教育委員会議定例会予定

１　日　時　　令和７年４月 24 日（木）９時３０分から

２　場　所　　町民センター　２Ａクラブ室

３　付議事項

４　報告・協議事項

※主な行事

３月３１日（月）		教職員等転退職者辞令交付式
４月　１日（火）		教職員等辞令交付式
４月２４日（木）	９：３０	教育委員会議
５月２９日（木）	９：３０	教育委員会議
	１３：３０	総合教育会議
５月３０日（金）	未定	関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会 （長野県長野市）